

第2章

中 国

統一的行政、透明性、司法審査	62
内国民待遇	
(1) 輸入車と国産車の併売禁止	63
(2) 半導体に賦課される増価税（付加価値税）の還付に関する制度	64
貿易権（貿易に関する許可制度）	65
輸入制限措置	65
(1) 自動車・同部品の輸入割当	66
(2) 中古衣料品の輸入禁止	67
輸出許可・制限	67
関税	69
(1) 写真フィルム等に対する関税譲許不履行	70
(2) 完成車特徴認定制度の問題	71
(3) 関税分類問題	72
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	
(1) AD措置及び相殺措置に関する国内法制	74
(2) AD措置の運用	75
補助金	78
銅製鍊業者に対する増価税還付問題	78
セーフガード	79
貿易関連投資措置	80
基準・認証制度	84
電気機器に係る CCC マーク制度の運用	85
サービス貿易	
(1) 流通（卸売・小売、フランチャイズ）	86
(2) 建設、建築・エンジニアリング	88
(3) 運送	89
(4) 電気通信	89
(5) 金融	91
(6) 郵便・クーリエ	95
知的財産保護制度	95
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	98
(2) 周知商標保護	101
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス規制	101
政府調達	103

統一的行政、透明性、司法審査

[加盟に伴う約束]

中国は、ガット第10条、GATS第6条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、①WTO協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においてもWTO上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS又は外国為替管理に関する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他のWTO加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束している。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立メカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

[実施状況・問題点]

中国に進出した日系企業の間では、従来から、すべての貿易関連政策・措置に共通する課題として、政策・措置の透明性を高め、統一的かつ公平に実施することを求める意見が非常に多く見られたところであり、中国の上記約束が的確に履行されることが強く期待される。

ア. 透明性

透明性に関しては、従来公表されない法令も多く、公表されるものについても、特に地方レベルの規則について入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

中国は、最近、法令の官報、インターネットを通じた公表の積極化、旧対外貿易経済合作部（現商務部（注））における「世貿組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）」を設置するとともに國務院が2001年12月に法令の公布の前に意見聴取期間を設けること及び公聴会を開催することを認める条例を発布する等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。しかしながら、03年12月に上海WTO事務諮詢中心が取りまとめたアンケート調査結果では、進出外資系企業からの投資環境にかかる要望事項の第1位は「透明性」となっている。具体的には、「試行」段階における法的権利義務の解釈が曖昧なものが見受けられるほか、法律は施行されたにもかかわらずその細則が示されてない、法律ではなく解釈（ガイドライン含む）による運用を行っている事例があるなど、特に政策の安定性（予見性）と行政許認可の透明性についての問題が指摘されている。また、全国で統一的に定められるべき制度について、地方政府が独自に制度を制定、実施している事例もあり、政策・措置の透明性の一層の向上が必要である。

（注）

2003年3月の中央政府機構改革で、国家経済貿易委員会（SETC、国内流通を主管としていた。）と対外貿易経済合作部（MOFTEC、対外流通を主管としていた。）が廃止され、国内外の流通を一元的に管轄する商務部（MOFCOM：Ministry of Commerce）に再編された。

イ. 統一的行政

統一的行政に関しては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府においてお互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。お互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的

な適用や不統一な解釈、選択的な条例の適用が外資企業にとっては、複数の地域で事業展開を実施する際の障壁となっている。特に中国の地方政府はそれぞれ独立性が高く、外資企業に対してその地方のみで適用される規制・費用などを課すケースも少なくなく、地方政府の間における運用の不整合が是正されることが、強く期待される。

ウ. 司法審査

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「專利法」等）、また、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）を設置するなど制度整備面では改善が見られるが、中国の司法判断の中立性・的確性、司法あるいは仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟 WPにおいても加盟国側から強い懸念が示されていたところであり、今後の実態を注視する必要がある。

内国民待遇

〔加盟に伴う約束〕

内国民待遇について、中国は、ガット第3条、GATS第17条等の規定に服することとなるほか、加盟議定書等において、外国企業、外国人及び外国投資企業に対して、生産に必要なモノ・サービスの調達、製品の製造・販売に関する条件、政府や国有企業等の提供する運輸・エネルギー・通信等公共サービスの料金や利用可能性等について、内国企業・人よりも不利でない待遇を与える旨を具体的に約束している。

〔実施状況・問題点〕

これまでの中国では、各種許可制度等について、輸入品、輸出品を扱う事業者、外資系事業者等に対する差別的な取扱いが広範に見られたところであり、上記約束に従ってその是正が必要である。

また、各地方政府では、全部で19万件以上の地方法規、地方政府規則とその他の政策措施を整理し、またWTO協定及び中国のWTO加盟時の約束事項に鑑みてそれぞれ改正と廃止を行っているとの報告があるが、未だに中央の規定に適合しない規制は引き続き残存しているものとみられる。

（1）輸入車と国産車の併売禁止

＜措置の概要＞

中国国内での自動車販売に関し、同一の販売網において輸入車と国産車の両方を取り扱うことを制限するといった政策が「自動車産業発展政策」の案に盛り込まれていた。

＜国際ルール上の問題点＞

輸入車と国産車の併売が禁止される措置が行われると、多くのディーラーが国産車の販売を選択することにより輸入車の販売が事実上不利な待遇を強いられる可能性があり、ガット第3条4項（内国民待遇）の規定に違反することになるものと考えられる。

＜最近の動き＞

2004年6月、日中経済パートナーシップ協議において、中国側より同一の販売店で国産車と輸入車を併売できるとの回答を得た。また、同年12月の同協議事務レベル会合においては「併売の禁止はしない、企業の自主性に委ねる」とのより踏み込んだ回答を得た。また、2004年6月に公表・施行された「自動車産業発展政策」、

同年秋にパブリックコメントに付された「自動車貿易政策（意見募集案）」及び「自動車ブランド販売管理弁法（意見募集案）」のいずれにも輸入車と国産車の併売を禁止するとの明文上の規定は盛り込まれていないものの、引き続き実体面を含め、今後の動向を注視していく必要がある。

(2) 半導体に賦課される増価税（付加価値税）の還付に関する制度

＜措置の概要＞

中国政府は、WTO 加盟時より租税や課徴金等の措置につき WTO 協定規定に全面的に整合的とすることを確認している。

しかし、半導体製品に対する増価税賦課について、国務院 18 号通達「ソフトウェア産業ならびに IC 産業の発展を推進するための政策」（2000 年 6 月）の規定により国内生産半導体に対しては国内の生産者に増価税の還付を行ってきた。

＜国際ルール上の問題点＞

国内生産半導体に対する増価税の還付については、事実上輸入品が国産品より高い税を賦課されていると解される可能性があり、内国民待遇（ガット 3 条 2 項）違反が懸念される。他方、ガット 3 条 8 項(b)は、国内生産者のみに対する補助金（生産者補助金）については内国民待遇原則の例外として交付を認めているが、国務院 18 号通達に基づく本件増価税の還付の実態は国内生産半導体に対する事実上の税の軽減であって生産者補助金ではないと解釈される可能性があり、つまり本還付はガット 3 条 8 項(b)上の生産者補助金にはあたらず、ガット 3 条 2 項の例外には該当しないという疑いがある。

＜最近の動き＞

本件については、米国も我が国と同様の懸念をもっており、2004 年 3 月 18 日、米国は WTO 紛争手続き上の協議要請を行った。同年 4 月 27 日には米中二国間協議が開催され、我が国、EU、メキシコが第三国参加を行い、その後も米中間で非公式な協議が継続された後、同年 7 月 14 日に、両国が合意に至った旨の通報が WTO になされた。合意内容としては、これ以降は新たな企業を増価税還付の対象として認定しないこと、2005 年 4 月 1 日以降は、還付は行わない（現行制度を完全に廃止する）旨の公示を 2004 年 11 月 1 日行うこと等が挙げられ、同年 9 月 21 日、当該公示が行われた。

上記公示では、増価税の還付廃止に加えて、半導体産業における研究、開発、人材育成のための政府の助成を実施する旨記載されている。我が国としてはこれら助成と補助金協定との整合性について関心があるため、2004 年 11 月に開催された補助金委員会における補助金に関する中国 TRM の中で中国に対して質問を行ったところ、中国側より、これらの助成については未だ案の段階であり公布はなされていないこと、また実施される際には WTO 協定整合的なものになる旨の回答があった。

WTO 上の協議を経て、結果として内国民待遇違反等の懸念があった、当該中国内生産の半導体に対する増価税還付措置が廃止されたことは評価できる。他方、今後導入される研究、開発等の政府の助成については、補助金協定との整合性につき引き続き注視していく必要がある。

貿易権（貿易に関する許可制度）

〔加盟に伴う約束〕

貿易権は、中国政府の許可により付与されるモノの貿易を行う権利であるが、これまで一部の中国企業に限定されており、外国企業が貿易を行うことは原則禁止となっていた。中国は、加盟後3年以内に、すべての中国国内の企業（外資企業を含む。）に対して、貿易権の取得を認めることを約束している。ただし、国家貿易品目として一部例外品目があり、穀物、植物油、綿、砂糖、タバコ、原油、製油、化学肥料がその対象となっている。

加盟から3年間の経過期間中については、①加盟時に、中国企業及び外資企業に対する貿易権の取得又は維持の基準として、輸出実績、貿易均衡、外貨均衡及び過去の輸出入等の経験を要件から撤廃する、②内資100%企業については、貿易権取得に係る最低登録資本要件を、1年目は500万元、2年目は300万元、3年目は100万元に引き下げ、かつ経過期間終了時に審査・承認制度を撤廃する、③外資企業については、加盟1年後に外国資本がマイノリティである合弁企業に対して完全な貿易権（full rights to trade）を付与し、加盟2年後に外国資本がマジョリティである合弁企業に対して完全な貿易権を付与し、最終的には加盟後3年以内に、中国におけるすべての企業に対して貿易権を付与する（外資企業は、輸出入を行うために、特定の企業形態や独立の企業主体を設けることを求められず、かつ、流通に係る新たな営業許可も求められない。）と約束している。

なお、中国は、貿易権は輸入者に対して中国国内で物品を流通することを当然に許すものではなく、流通に関しては別途サービス約束表における流通サービスに関する約束に沿った規制

が可能である旨を述べている。

〔実施状況・問題点〕

2004年7月、中国は対外貿易に関する最上法規である「対外貿易法」を10年ぶりに改正し、施行した。この改正対外貿易法はWTO加盟約束に従ったものとなっており、これまで貿易業務に従事する場合、国務院の許可を得る必要があったが、WTO加盟後3年以内に对外貿易権の審査承認制度を段階的に廃止とした加盟議定書の約束に基づき、貨物・技術輸出入時の外国貿易経営権に対する審査・批准が廃止され、登録だけが求められることとなった。

輸入制限措置

〔加盟に伴う約束〕

中国は、WTO協定に整合しない輸入制限措置（輸入割当、輸入許可、公開入札）を2005年までに撤廃し、かつ新たに導入しないことを約束し、既存措置の品目毎の撤廃スケジュールを加盟議定書付属書3に示している。例えば、自動車の輸入数量制限は2005年までに廃止し、それまでの間、輸入割当額は初年度の60億ドル（中国が自動車に関する産業政策を導入する前の水準）から年率15%の割合で拡大される。また、経過期間における輸入割当・許可の運用について、簡素で透明な手続を整備することを約束している。

<図表中一1> 主要品目の輸入割当・輸入許可撤廃スケジュール

主要品目	加盟時の割当金額	年増加率	撤廃期限
二輪車及び同主要部品	2億8,600万ドル	15%	2004年(注1)
自動車及び同主要部品	60億ドル(注2)	15%(注2)	2005年
エアコン	2億8,300万ドル	15%	2002年
ビデオカメラ等	2億9,300万ドル	15%	2002年
カメラ	1,400万ドル	15%	2003年
腕時計	3,300万ドル	15%	2003年

(注1) 二輪車用エンジンについては2003年。

(注2) 金額・増加率には完成車の他、ボディやエンジン等部品が含まれる。

[実施状況・問題点]

輸入制限措置について、上記約束に従って撤廃に向けた枠の拡大を行うとともに、撤廃までの間、割当や許可が透明、公平かつ合理的方法により実施されることが必要である。

2002年1月1日より中国は、「2002年輸入許可証管理商品目録」、「2002年輸入制限機電製品目録」を適用。その中で、加盟約束に従って、輸入制限対象品目の削減が行われており、中には約束期限を前倒して廃止されている品目も見受けられた。また、2003年1月1日から適用になる上記目録においても約束に従った対象品目の削減が行われており、この中でもオートバイ関連品目が前倒して廃止されている(議定書付属書3の約束では、2004年廃止であった)。また2005年1月1日から、予定通り自動車の輸入割当制度が撤廃される等、輸入制限措置の撤廃は、全体として、約束に従って着実に実施されできている。

しかしながら、中国は、「対外貿易法」第17条で、①国家安全・公共利益の保障、②人の生命・健康の保護、③生態環境の維持、④国際協定上の義務の履行という観点から、広範な品目を対象に輸入禁止措置を実施している。これら禁止品目は、それぞれの規制目的別に第1～5次までの「輸入禁止貨物目録」として公布・施行さ

れている。本規定はガット第20条(一般的例外)、21条(安全保障のための例外)に概ね整合的なものと考えられる。しかし、「中古機電製品輸入禁止目録」に掲げられる品目を見ると、電子ゲーム機器等、規制目的に照らし、疑義のある品目が含まれており、ガットの例外規定との整合性を検証していく必要がある。

(1) 自動車・同部品の輸入割当 <措置の概要>

中国は、WTO加盟時に、WTO協定に整合しない輸入制限措置を2005年1月1日までに撤廃し、かつ新たに導入しないことを約束し、既存措置の品目毎の撤廃スケジュールを加盟議定書付属書3に示している。また、自動車の輸入数量制限については、2005年までに廃止し、それまでの間、輸入割当額は60億円から年率15%の割合で拡大されることとしている。

<国際ルール上の問題点>

作業部会報告書パラ127で、輸入割当枠・輸入許可の運用は、94年ガット第13条及び輸入ライセンス協定に従って、簡易かつ透明性ある手続により行う旨、約束されているが、2003年の輸入枠発給結果、品目別の割当実績についての開示は不十分であった。

＜最近の動き＞

本件については、これまで我が国は輸入割当の手続き及び実施に関する情報の公表・提供や、未消化枠の再配分、新規参入者への優先配分、作業部会報告書上の規定の運用規則の明記を求めてきたが、中国側の対応は不十分であったため、2004年においては、4月に行われた国家発展改革委員会との次官級定期協議、5月の中国商務部（旧対外貿易経済合作部）との定期協議、9月のWTO・市場アクセス委員会でのTRMにおいて、中国政府に対し当該割当措置が予定通り撤廃するよう加盟約束の履行を強く要請した。

なお、本件については、中国政府が、WTO加盟約束どおり2005年1月1日より輸入割当制度を廃止したが、輸入数量のモニタリングを目的として自動輸入許可制度を導入しており、新制度が輸入制限的な措置とならないよう引き続き状況を注視する。

(2) 中古衣料品の輸入禁止

＜措置の概要＞

中国政府は、1985年、旧対外経済貿易部通達により一律に中古衣料品輸入を禁止し、更にWTO加盟後の2002年7月3日に中華人民共和国貨物輸出入管理条例に基づく輸入禁止貨物目録中（第4次）に「中古衣料」が追加され、上記禁止措置が法制度上、改めて明確化された。

＜国際ルール上の問題点＞

本措置は、產品の輸入について設けられた「関税その他課徴金以外の」禁止又は制限であり、ガット11条の数量制限の一般的禁止の規定に違反する。中国政府は、数量制限に該当することは否定しないものの、ガット20条に定められた一般的例外のうち、(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」に

あたり、正当化されると主張している。しかしながら、中古衣料品を一律に輸入禁止とすることがなぜ健康等の保護に必要で、それが他により制限的でない措置によって達成できないことか（先例上「必要」であるための判断基準）について、十分に説明がなされていない。そのため、一律に輸入禁止を行うことに合理性があるとはいはず、本件はガット20条によって正当化することはできない違法な措置であると考えられる。

＜最近の動き＞

我が国としては、2003年4月に開催された中国商務部との定期協議や2003年7月、11月、2004年9月に開催された日中纖維対話等、政府間交渉の場において「ガット11条に違反する可能性が高く、また中国消費者の利益も損なう措置であり、廃止すべき」と数次にわたり申し入れているところ。また、2004年9月のマーケット・アクセス（MA）委員会にて、本問題を取り上げ、協定整合性に係る問題点を指摘したが、中国側からWTOルールに違反しておらず、政策変更する意図はないとの回答があった。

本件については、引き続き注視するとともに、機会を捉え、中国政府に申し入れを行っていく必要がある。

輸出許可・制限

【加盟に伴う約束】

これまで中国においては、①国家安全保障、公共利益の維持、②国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、③国際協定上の輸出管理義務といった理由から、広範な品目を対象に輸出許可・制限措置がとられていた。加盟交渉のプロセスにおいて一部加盟国から、

同措置はガット第11条（数量制限の一般的廃止）及び20条（一般的例外）との整合性が確保される必要があり、特にタンクスチタン鉱石、希土類、螢石等、加工製造の原材料・中間製品に対する措置について懸念が表明された。これに対し中国は、加盟日より、WTOルールを遵守し、輸出・許可制限措置はガット規定により、正当化される場合にのみ適用される旨約束した。

[実施状況・問題点]

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計54種類の商品及び同許可証発行機関が規定された。また、同日に施行された「貨物輸出入管理条例」、「輸出許可証管理規定」、「輸出商品割当管理規則」には、輸出許可・制限を実施する条件が規定されており、ガット上の一般的例外条件を反映した内容となっている。

しかし、WTO加盟後も引き続き行われている原材料・中間製品に対する輸出許可・制限に關し、ガット第20条(g)で有限天然資源保存のための例外措置が認められる場合の前提条件となる「国内生産または消費に関する制限」が中国国内で実施されているか不透明な部分があり、引き続き、WTO協定との整合性を注視していく必要がある。

(1) コークス輸出規制

＜措置の概要＞

中国政府は、コークスの輸出に関し、ライセンス制度による輸出管理を実施しているが2003年の輸出ライセンス発給実績1,300万㌧に対し、2004年は3月中旬まで233万㌧分しか発給しなかったため、輸出ライセンス不足の問題やプレミアムがつく等の問題も発生し、コー

クスの価格高騰が誘発された。その後中国政府は3月下旬に540万㌧（+プラス40～60万㌧）を追加発給し、さらにその後、日本やEUからWTO違反等の指摘を受け、7月下旬に400万㌧の追加発給を行った。これにより2004年の発給量は約1,200万㌧となった。

なお、中国政府は、環境に悪影響を与える生産設備の閉鎖などの規制をしているが、国内コークス生産量は、少なくとも2003年までは増加傾向にあることがいえる（2002年の生産量は1.15億トンに対し→2003年は1.39億トンに増加）。

＜国際ルール上の問題点＞

中国政府はコークスの輸出管理について、ガット20条(g)の「有限天然資源の保護」を目的とするものと説明しているところ、当該規定は、数量制限措置の禁止を含めガット上の義務の例外として輸出管理を認めてはいるが、同時に「国内の生産はまた消費に対する制限」を行う必要がある旨を定めている。本件については、中国内における生産規制も行われていると説明されているか、消費に対する制限は実施されていないことや中国内の総生産量自体は増加している等から、ガット20条(g)及び11条との整合性につき疑義がある。

＜最近の動き＞

本年4月～6月の間に開催された、エネルギー大臣会合や中国商務部との定期協議や日中鉄鋼対話等の場において、中国政府に対し、コークスの不透明な輸出ライセンス制度について懸念を表明するとともに、輸出ライセンスの適切な発給等を求めた。

また、2004年9月に行われたマーケットアクセス委員会でのTRM、及び同年11月に行われた物品理事会でのTRMにおいて、中国政府に

対し協定整合性に関する質問を提示したが、中国政府は引き続き当該措置はWTO協定に整合的な数量制限措置であると主張した。

関 稅

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟に当たって、日米EU等との二国間交渉及び作業部会(WP)における交渉を踏まえ、広範囲にわたる品目に係る関税引き下げを内容とする譲許表を提出している。

かつての中国は、計画経済の下ですべての貿

易を国家が独占的に行っていたことから、関税率の引下げの意義は大きくなともいえた。しかし現在の中国においては、「社会主義市場経済」原則の下、貿易に対する国家介入の度合いは着実に減少しており、また、中国は加盟に当たり輸入数量制限の原則的廃止、国家貿易についてWTO原則に従うこと等を約束していることから、今後は関税が輸入規制の主たる手段となることになり、関税引き下げの意義は大きいと考えられる。

中国の譲許表の概要は「別表」のとおりである。

〈図表中-2〉 中国のWTO加盟に伴う関税(譲許)引き下げスケジュール

	1998年時点	加盟時	2002.1.1	2003.1.1	2004.1.1	2005.1.1	2006.1.1	2006.7.1	2010.1.1
全 品 品 (7,151品目)	17.5	13.6	12.5	11.4	10.6	10.1	10.0	10.0	9.8
農 産 品 (977品目)	22.7	19.3	18.7	17.5	16.3	16.1	15.7	15.7	15.0
鉱 工 業 品 (6,174品目)	16.6	12.7	11.5	10.5	9.7	9.2	9.2	9.2	8.9
主要な工業製品									
(家電)									
エアコン／窓・壁取付型 ／自動車用	25.0	21.0	19.0	17.0	15.0				→
冷蔵庫(容量500L)	40.0	33.3	30.0	26.7	23.3	20.0			→
掃除機	30.0	24.0	21.0	18.0	15.0				→
カラーテレビ	35.0	26.7	22.5	18.3	14.2	10.0			→
(一般機械)									
フォークリフト 印刷機械(製版機等)	18.0	14.4	12.6	10.8	9.0				→
(IT関連)									
コンピュータ 自動データ処理機械	25.0	16.7	12.5	8.3	4.2	0			→
携帯用デジタル処理機械	9.0	3.0	0	0					→
ディスプレイ、印刷機	15.0	7.5	3.8	0					→
キーボード、マウス	15.0	7.5	3.8	0					→
ファックス機	12.0	6.0	3.0	0					→
複写機	12.0	6.0	3.0	0					→
(自動車)									
バス／30人以上	22.0	17.0	14.8	12.4	10.0				→
／29人以下	50.0	41.7	37.5	33.3	29.2	25.0			→
乗用車	70.0	55.0	47.5	40.0	32.5	25.0			→
トラック／5t未満	100～80.0	51.9	43.8	38.2	34.2	30.0	28.0	25.0	→
乗用車用シャーシ	50.0	40.0	37.5	30.0	29.2	25.0			→
乗用車用車体	60.0	40.0	36.8	31.4	26.1	20.7	15.4	10.0	→
(オートバイ)									
オートバイ(250cc未満)	70.0	46.0	42.1	35.7	29.3	22.9	16.4	10.0	→
同部品	60.0	52.25	48.75	45.0					→
(精密機械)	25.0	19.6	17.2	14.6	12.0				→
カメラ	25.0	21.7	20.0						→

注：譲許表の実施期間は、殆どの品目について2006年7月1日までとされている。

(参考) 2006年7月を超えて、実施期間が設定されている品目。

・レジン酸、一部の染料、一部の化粧品、ボリゴル、ブローラ、メリレン、塩化ビニル、ボリエスチル・ボリエーテル、ボリアミド、ボリケラン、プラスチック屑、一部のプラスチック製チューブ、一部のアクリル製板・シートについては、2008年1月1日まで。

・一部の果実及び果実発酵酒、一部の合成繊維については、2010年1月1日まで。

全譲許品目(7,151品目)の関税率の引き下げを約束しており、単純平均では加盟時(2001年)の13.6%から最終年(2010年)には9.8%に、うち農産品(977品目)については19.3%から15.0%に、鉱工業品(6,174品目)については12.7%から8.9%に、ライン・バイ・ラインで

引き下げる予定である。なお、中国は、ITA(Information Technology Agreement:情報技術協定)に2003年4月より参加しており、また、ほとんどの化学品及び化学製品に関しても、最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション(注)の水準に引き下げるることを約束している。

(注) 化学ハーモナイゼーション

化学品及び化学製品（原則 HS 28～39 類）に係る関税引き下げ（最終的な引き下げレート 0～6.5 %）について、日・米・EU 等の間で、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。

[実施状況・問題点]

中国は、2002 年 1 月 1 日から、関税法の改正によって全譲許品目の 73 % に及ぶ 5,300 を超える品目について関税率を引き下げた。単純平均では 12 % になり、うち鉱工業品は 11.6 %、農産品が 15.8 %、水産品は 14.3 % になる。

また、ITA 関連のおよそ 300 品目の関税率は 5 %（うち 100 品目強は 0 %）程度に引き下げられた。しかし、写真用フィルム（最大 47 %）、オートバイ（最大 45 %）等一部品目において、高い最終譲許税率が存在している。

関税率の引き下げは、概ね譲許表に従って実施されていたが、中国は全品目を従価税で譲許したにも拘わらず、実行税率で従量税を適用している品目（写真フィルム、ビール、鶏肉、新聞用紙等）があり、是正が求められていた（写真フィルムに関する詳細は後述。）。

2005 年 1 月 1 日、加盟後 4 回目の関税率表の見直しが行われ、980 品目の関税が引き下げられた。これにより、2005 年の平均関税率（単純平均）は 2004 年の 10.4 % から 9.9 % へと低下した。このように今回も概ね約束通りの引き下げが行われているが、従量税を適用している問題は、未だ解消されておらず、早急な是正が必要である。

また、中国が加盟に際して約束した ITA への参加については、ITA 委員会においてその参加審査が行われていたが、ITA 税率の適用を受けるには、中国の財政部、信息産業部からのエンドユース証明取得が義務づけられることに対し、一部の加盟国が、強い懸念を表明したこと

もあり、その加盟は、実現していなかった。しかし、2003 年 1 月、中国が本制度を見直し、他の国と同様に、各税関がエンドユースを確認の上、ITA 税率適用の可否を判断するという方式に切り替えたことから、2003 年 4 月、中国の ITA への参加が承認された。

(1) 写真フィルム等に対する関税譲許不履行

＜措置の概要＞

中国は WTO 加盟に際して、物品の関税譲許を行った際に、写真感光材料 HS 37 については、2002 年時点で、従価税で 0～53.5 % の税率を約束している。しかし、これら写真感光材料のうち、約半数に相当する 35 品目（一般的な写真フィルムを含む）については、中国政府は、WTO 加盟時に約束した譲許税率を適用せずに、2002 年時点で 1 m²当たり 9～170 元の従量税を課していた。また、上記従量税率を従価税率に換算すると譲許税率よりも相当高い水準（例えば 35 mm カラーネガフィルムについては、2002 年時点で譲許税率 42 % であるところ従価税換算で 120 % 超の従量税を課していた）になっている。

2003 年、2004 年、2005 年の改正において引き下げが行われたが、引き続き従量税は維持され、また従価税換算税率は譲許税率よりも相当高い水準となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

このような関税率の設定は、ガット第 2 条の「各締約国は、他の締約国の通商に対し、この協定に付属する該当の譲許表の該当の部に定める待遇より不利でない待遇を供与するものとする。」との規定に違反している。

＜最近の動き＞

かかる状況の下で、我が国は、2002年3月の経済産業省・旧対外貿易経済合作部（現商務部）次官級定期協議や同年5月のAPEC貿易大臣会合の際のバイ会談をはじめとする2国間協議、6月と9月のWTO市場アクセス委員会の場等において、本件の問題点を指摘し中国側にWTO上の義務の履行を求めた。

その後、2002年10月1日には、ドライフィルムレジスト2品目につき、2002年末までの暫定措置として関税率引き下げが行われたほか、2003年1月には当該品目を含む数品目について関税が改正された。

しかしながら、2003年1月以後の関税改正においても、依然として従量税が全面的に維持され、引き下げられた税率も譲許税率と比較すると依然として著しく高いため、明らかな関税譲許違反の状態が継続している。例えば、35mmカラーネガフィルムについては、譲許税率が2002年の42%から2003年には36%に下がったにもかかわらず、155元/m²の従量税率は維持されており、譲許税率の約2.8倍の関税が課税されていた。

本件については、2003年4月の中国商務部との次官級定期協議、同年10月及び2004年9月の市場アクセス委員会における中国TRMでも指摘し、その是正を求めた。しかしながら、中国側は、実際の税額が譲許税率の税額と同等以下であれば特段問題はなく、従量税率の水準については話し合いの用意はあるが従価税率に変更する予定はないとしており、現在に至るまで解決をみていない。

2005年1月の関税改正においても、いくつかの品目で関税引下げが行われたものの、依然として問題となっている全ての品目について従量税(2.1~128.6元/m²)が維持され、また引き下げられた品目の税率は譲許税率と比較すると著

しく高い。例えば、譲許税率が30%となる35mmカラーネガフィルムについては、120元/m²から96元/m²に引き下げられたが、従価税に換算した場合、依然として譲許税率の2.6倍程度の高い税率が維持された状態となっている。

関税譲許はWTO加盟に際しての最も基本的な約束であるところ、我が国としては、二国間での専門家会合等さまざまな機会を通して、本件の問題解決に向けた取り組みを行う方針である。

(2) 完成車特徴認定制度の問題

＜措置の概要＞

中国は、2004年6月に公布した自動車産業発展政策の関連条文（第56条）において、輸入された主要部品（ボディ、エンジン、トランシッショ等）が規定数量に達し、あるいは規定数量を超えた場合、完成車の特徴を備えているものとみなし、自動車部品の関税率10%（最終譲許税率）ではなく、完成車の関税率25%（最終譲許税率）を適用するとした。（自動車部品の輸入者は、部品の関税率に比べ、より高率な完成車並みの関税率に基づく税額の支払いを強いられることになる。）

中国は、完成車特徴認定の主たる目的として、自動車製品の中国における生産能力を高めること（自動車産業発展政策第52条（完成車・国産化比率の向上））及び厳格に輸入完成車と部品の税率に基づいて関税を徴収し、関税の流失を防ぐ（同政策第54条（迂回防止））ことをあげている。

＜国際ルール上の問題点＞

エンジン、ボディー等がそれぞれの部品として関税譲許がされているにもかかわらず、それらより高い税率で譲許されている完成車の関税率がエンジン、ボディー等部品に対して適用さ

れた場合には、ガット 2 条（譲許表）に違反する可能性がある。

また、中国の WTO 加盟に関する作業部会報告書パラ 93（「中国には、自動車の完全ノックダウンキットまたは自動車のセミノックダウンキットを対象とする関税項目はないことを確認し、中国が当該関税項目を創設する場合、関税率は 10 %（最終譲許税率）を超えないものとする。」との約束。）にかかる観点からも、「完成車特徴認定」は、WTO 加盟時に中国が約束した内容に反している疑いがある。

＜最近の動き＞

2004 年 9 月、WTO 市場アクセス委員会において、我が国から中国に対して、「完成車特徴認定」が、関連する WTO 協定に違反しているのではないかとの懸念を表明し、また、WTO 加盟時に中国が約束した内容に反している可能性もあり、したがって同措置を導入しないよう求めたところ、中国は、「CKD 及び SKD の関税分類について、現行の措置を変更していない（“The current practice has not changed.”）」と回答した。

この回答は不十分であると判断した我が国は、更に 2004 年 11 月に行われた WTO 物品理事会において、「現行の措置を変更していないとは、中国は、既に CKD 及び SKD の関税分類を行っているとの趣旨か」と質問したところ、中国は、「CKD 及び SKD に対応する関税分類を設定していない。」と回答した。

かかる回答にもよらず、中国は 2005 年 2 月 28 日付けで「完成車特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法」を公布し、CKD 及び SKD 部品を輸入する場合、あるいは主要部品の輸入量が規定数量以上となった場合に完成車関税を賦課する旨を規定した（同弁法は 2005 年 4 月 1 日から施行）。我が国としては、WTO や二国間協議

の場で、引き続きガット及び中国の WTO 加盟作業部会報告書との整合性について問題提起をしていく。

なお、本件については、EU 及び欧州の自動車産業界も高い関心を有している。

（3）関税分類問題

＜措置の概要＞

中国では、税関本部の下部組織として 42 の税関管区があり、登録輸入業者は約 15 万社あると言われているが、中国税関運用上の問題点として、これら多くの輸入業者が各税関管区に関税分類の申請を行うため、同一商品であってもそれぞれの管区で異なる分類がなされる問題がある。

また、同一管区においても、担当官から口頭にて輸入業者に伝えられた関税分類が後日突如変更され、高関税負担を課される運用上の問題も存在する。例えば、中国に輸出している AV 機器の輸入関税が、上海の地方税関管区で無税であったものが、同税関内の別組織による調査後 30 % の関税が課された事例がある。また、税額が文書に掲げる指示でないため抗弁も不可能であった。

また、輸入者等の申請に基づき税関当局が当該輸入商品の関税分類を決定し事前に書面にて輸入者に通知する「行政裁定制度」（Administrative Ruling）及び「事前決定制度」（Advance Decision）があるものの、両者とも制度及び運用上問題がある。

行政裁定制度は、税関に登録され貿易権を有する輸入業者が税関に関税分類の事前裁定を申請し、60 日以内に輸入業者に書面で結果が通知される制度である。また、その通知は、中国全土に公表されることで規則と同じ法的効力を持ち、すべての輸入業者に適用されるとされている。我が国及び欧米諸国にも同様の制度がある

が、中国においては、当該取引に係る貨物内容を含む詳細情報の機密の保護が制度上担保されていないため、我が国企業が利用を躊躇している問題がある。

他方、中国の事前決定制度による決定は、特定の税関管区内において、特定の輸入業者及び特定の輸入商品に対して1年間しか有効でないため、輸出先が複数ある場合はそれぞれの管区内で手続をし、また、取扱商品や輸入業者を変更する場合或いは1年以上の長期契約を締結する場合にはそのたびに改めて手続をする必要があり、制度上、合理性に欠ける。また、事前決定に要する期間が定められていないという制度上の問題があるため、長期間にわたって放置され、何の決定も行われないという事例が存在する。

＜国際ルール上の問題点＞

中国の税関における関税分類の判断が地方管区ごとや担当官ごとに異なること、行政裁定制度を申請する際に提出する取引に係る貨物内容を含む詳細情報についての機密保護が制度上担保されていないこと、及び事前決定制度による決定が1年間しか有効ではなく、かつ、事前決定に要する期間が定められていないことについては、ガット第10条第3項の(a)「各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない。」との規定に違反している可能性があり、改善が望まれる。

＜最近の動き＞

行政裁定制度は、2002年1月に制度が実施されているが、現在に至るまで利用実績がない。理由としては、我が国の企業を含む全ての輸入業者は、行政裁定の申請を行う際に、貨物及び取引に係る詳細情報を提出する負担が大きい上に、当該情報の機密の保護が制度上担保されて

いないからである。中国においても、日米欧と同様に輸入業者が容易かつ広範に利用できるよう、行政裁定の制度及び運用改善に向けた啓発への取組が望まれる。

事前決定については、輸入業者が事前決定の申請を行っても、長期間にわたって放置され、何の決定も行われないという事例が存在する。上述のAV機器の事例では、半年以上放置され、我が国企業は通関に際し必要な多額の保証状（ボンド）の負担を強いられている。

2005年までに中国全土の税関が電子システムで結ばれ情報交換を円滑にする計画（“Customs H 2000”）があるが、それを機に同一商品に対する関税分類が全国の税関で一律に適用されることが望まれる。

アンチ・ダンピング(AD)措置・相殺措置

〔加盟に伴う約束〕

中国は、WTO加盟に伴い、AD措置及び相殺措置に係る規則・手続をAD協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している。

他方、中国以外のWTO加盟国が、中国産品についてAD措置又は相殺措置に係る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に関し、中国を「非市場経済国」として扱う特例（例、正常価額の算定に関し、第三国 국내価格及び生産コストを指標として用いることが可能、補助金を受ける者の利益の算定に関し、中国による供与条件ではなく、第三国における供与条件を勘案して利益額を算定することが可能。）が、加盟後15年間認められた。

(注)

AD協定は、「調査及び既存の措置の見直しであ

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

って、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する」としており（18.3条）、中国についても加盟前の申請に基づく調査等についてはAD協定の適用はないとも解されるが、AD協定9.3条の手続並びに同協定9.5条、11.2条及び11.3条に基づくレビューについては、加盟前の申請に係る措置についてもAD協定が適用されること等が、明示的に約束されている。

〔実施状況・問題点〕

(1) AD措置及び相殺措置に関する国内法制

中国におけるAD措置及び相殺措置に関する国内法制としては、1997年3月に制定された「アンチ・ダンピング及び反補助金（相殺措置）

(実施規則・細則制定状況)

① 旧对外貿易經濟合作部（MOFTEC、現商務部）

2002年1月22日施行「アンチ・ダンピング調査－公聴会暫定規則」

2002年3月13日施行「アンチ・ダンピング調査－立案暫定規則」

2002年4月15日施行「アンチ・ダンピング調査－実地調査暫定規則」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－質問状調査暫定規定」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－サンプリング暫定細則」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－情報開示暫定細則」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－公開情報検査閲覧暫定細則」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－価格約束暫定細則」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－新規輸出者見直し暫定細則」

（同上） 「アンチ・ダンピング調査－税還付暫定細則」

（同上） 「ダンピング及びダンピング・マージン見直し暫定細則」

2003年1月13日施行「アンチ・ダンピング製品の範囲調整手続に関する暫定規則」

② 国家経済貿易委員会（SETC、現商務部）

2003年1月15日施行「産業損害調査公聴規則」

③ 商務部（MOFCOM）

2003年11月16日施行「アンチ・ダンピング産業損害調査規定」

条例」（以下、「旧条例」という。）があった。中国は、上記約束に沿って、2001年11月に、「アンチ・ダンピング条例」（以下、「AD条例」という。）及び「反補助金条例」を公布し、2002年1月1日から施行した（これに伴い、旧条例は廃止された。）。その後AD条例は2004年6月1日を施行日とする改正を経て、全59条の条文が設けられている。

AD条例においては、用語の定義（ダンピング、国内産業への損害）、ダンピング・マージンの算定方法、損害の認定方法、AD調査手続、AD税賦課手続、価格約束、各種公告手続等についてAD協定に沿って詳細な規定が定められている。また、AD条例の他、実施規則・細則として、以下のものが制定されている。

AD 条例においては、「アンチ・ダンピング措置を回避しようとする行為を防止するために妥当な措置を講じることができる。」とした、安易な濫用を可能とし得る迂回防止規定（第 55 条）や「いかなる国（地域）も、中国に対して差別的アンチ・ダンピング措置を発動した場合、中国は実状に基づいて当該国（地域）に対して相応の措置を講じることができる。」とした報復措置規定（第 56 条）が盛り込まれるなど、依然として WTO 協定との整合性に問題がある箇所も存在している。これらについて、我が国その他、複数の WTO メンバーより、2002 年 10 月に行われた WTO アンチ・ダンピング委員会（アンチ・ダンピング法制審査）において、WTO・AD 協定との関係性を中心に質問がなされ、中国側から次のような回答があった。

- ・第 55 条については、「中国はこれまで迂回防止措置を適用したことはないが、迂回防止については、WTO において長い間議論がなされていると認識しており、今後、WTO において、新たなルールができればそれを完全に実施する。」
- ・第 56 条については、「中国はこれまで第 56 条を適用したことなく、また、他国との間に問題が生じた場合、WTO の紛争解決手続を活用する。」

反補助金条例は、補助金の定義及び相殺措置に関する規定を定めており、さらに実施細則として、「相殺措置調査書類調査暫定規則」、「相殺措置調査実地調査暫定規則」、「相殺措置調査立案暫定規則」、「相殺措置調査公聴会暫定規則」、「相殺措置調査公聴会施行規則」、「相殺条例」がそれぞれ施行されており、2002 年の中国 TRM でこれらの実施細則について WTO への通報を求めていたところ、2003 年に一部が WTO へ法令通報された。

今後とも中国側に通報を促し、中国の AD・相殺措置法制全体と WTO 協定との整合性について継続的に明らかにしていく必要がある。

また、2004 年 4 月 6 日、対外貿易管理に関する最上位法規である「対外貿易法」の改正が 10 年振りに行われ、同年 7 月に発効した。AD・相殺措置に関する規定として、対外貿易調査条項、貿易救済条項が新たに設けられ、対外貿易上の調査実施項目・実施手順、調査結果に基づく救済措置の内容が明確に規定された。WTO 加盟後の 2002 年 1 月から施行されているアンチ・ダンピング条例及び反補助金条例は、同法の下位法規にあたり、既に整備されていたこれら条例に併せる形で、対外貿易法は改正された。

(2) AD 措置の運用

中国においては、旧対外貿易経済合作部（MOFTEC）が、価格調査を担当し、旧国家経済貿易委員会（SETC）が損害調査を担当していたが、2003 年 3 月に行われた機構改革により、MOFTEC と SETC が統合され、新しく商務部（MOFCOM）が設置された。同部の下に AD 措置、相殺関税措置及びセーフガード措置に係る損害についての調査・認定等を担当する「産業損害調査局」と、ダンピング、補助金等の調査・認定、AD・相殺関税・セーフガード等に関する貿易関連規則の制定等を担当する「輸出入公平貿易局」が設置され、人員増強が図られている。

中国の WTO 加盟以前の旧条例の運用について見ると、米国、韓国、カナダからの新聞用紙、我が国及び韓国からのステンレス冷延鋼板等、2001 年 12 月までの間に 12 の案件について AD 調査又は措置を実施してきている。我が国の関連では、ステンレス冷延鋼板、アクリル酸エステル、ポリスチレン、カプロラクタムが AD 調査の対象となった。

このうち、ステンレス冷延鋼板については、

2000年4月にダンピングの事実があったと認定する仮決定、12月に本決定がなされた。接着剤や塗料原料などに使われるアクリル酸エステルについては、2000年11月に仮決定、2001年6月にクロの本決定がなされた。家電製品の外枠などに使われる合成樹脂ポリスチレンについては、2001年初めからAD調査が開始されたが、同年12月にある程度のダンピングがあったとの判断はしたもの、国内産業へ実質的被害を与えるものとは認めず、AD調査を終了した。さらに2001年12月の加盟直前（12月7日）にナイロン系化学品であるカプロラクタムについて、AD調査が開始され、2003年6月にクロの最終決定が出ている。

WTO加盟後、2002年1月より施行されたAD条例に基づき、23件のAD調査が開始されており（2005年1月現在）、加盟前の数年にわたる調査開始件数に比してその数の急増が注目される。23件の内訳を見てみるとほとんどが素材型産業、特に内18件が化学品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。我が国産品が調査対象に含まれている案件は17件であり、塗工用印刷用紙、無水フタル酸、スチレン・ブダジエン・ゴム（SBR）、ポリ塩化ビニル、トリレン・ジイソシアネート（TDI）、フェノール、ジフェニルメタン・ジイソシアネート（MDI）、エタノールアミン、光ファイバー、クロロブレンゴム、水加ヒドラジン、トリクロロエチレン、ビスフェノールA、ジメチル・シクロシロキサン、フランフェノール、ヌクレオチド類食品添加剤及びエピクロロヒドリンについてAD調査が開始されている。このうち、塗工印刷用紙、無水フタル酸については、2003年8月、SBR、ポリ塩化ビニルについては2003年9月、TDIについては2003年11月、フェノールについては2004年2月、エタノールアミンについては2004年11月、光ファイバーに

ついては2005年1月にクロの最終決定が出され、AD課税がなされている。MDIを対象とした調査については、2003年11月、申請人が中国国内市場が回復したこと等を理由に、調査申請を取り下げ、調査終了となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

我が国は、これまで中国調査当局に対し、WTO・AD協定に整合的でないと考えられる点について、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議等様々な機会を捉え、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申し入れを行ってきてている。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば調査開始通知を被調査企業に行っていないことに関しては、直近のAD調査では被調査企業に調査開始通知が行われる等、一定の改善が見られている。しかしながら、未だに中国のAD調査は、運用面において下記のようなWTO・AD協定と不整合な点を多く含んでいる。

（1）中国調査当局は、損害の累積評価に際して、各国からの輸入の量が無視することができるものではないことを示す具体的証拠を提示せず、また、「輸入産品間の競争状態」及び「輸入産品と国内の同種の産品との間の競争状態」を示す具体的証拠を何ら提示しないまま累積評価を適当としている。

例えば、これまで行われたAD調査の決定文書によると、「関連する証拠書類を考察した後に、…物理的及び化学的特性、原材料の構成、生産工程及び産品用途等の点における被調査産品間及び被調査対象品と中国国内の同種産品との間の競争の状態が基本的に同一であると判断した。」とのみ記されており、何らの詳細な分析及び説明がなされていない。

中国調査当局のこのような運用はAD協定3.2条及び3.3条に不整合であり、更に

3.1条に規定される「実質的な証拠」及び「客観的な検討」に基づいていない。

(2) 中国調査当局は、損害の決定に際しての判断基礎としたデータの開示及びダンピング・マージンの算定の根拠としたデータや算定方法の開示を充分に行っていない。したがって、利害関係者は何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲は限定的なものとならざるを得ず、自己の利益の擁護の機会が失われている。中国調査当局のこのような運用は、AD協定3.1条、6.4条、6.5条、6.9条及び12.2条に不整合である。

例えば、これまで行われたAD調査の仮決定文書においては、FAを適用した事実のみ記されており、どのようなデータを用いてどのような方法でマージンを算出したのかに関する何らの説明もなされていない。これは、AD協定12.2.1(iii)に不整合である。

(3) 中国調査当局は、国内の「同種の產品」の認定に際して、調査対象產品の品質・用途等を十分に精査しないまま「同種の產品」を認定している。

例えば、これまで行われたAD調査において、調査当局は、日本からの調査対象產品が調査対象期間中、中国では生産されていない場合や、中国国内市場で競合関係にない場合にも拘わらず、同種の產品及び当該產品への損害を認定した。中国調査当局のこのような運用は、AD協定2.6条に不整合である。

＜最近の動き＞

2004年においても我が国は、2003年同様、中国のAD調査に対し、政府意見書の提出や状況に応じて開催される公聴会への出席を通じ、WTO／AD協定に照らし不整合な点を指摘し、改善を要請した。さらに、2004年5月の経済産業省・商務部次官級定期協議、12月の日中

経済パートナーシップ協議等の二国間協議、10月のWTO・AD委員会における中国TRM協議の場の他、12月の化学品に関する日中官民対話等、様々な機会を捉え、中国に対して、現在のWTO協定に不整合なAD調査の運用を直ちに見直し、WTO協定に整合的、かつ公正・公平なものに改善するよう要請を行った。

特に、2004年10月に行われたWTO・AD委員会における中国TRM協議において、我が国は上記の中国のAD調査の運用とAD協定との整合性につき質問を発したところ、中国側から次のような回答がなされた。

- ・損害の累積評価については、AD協定3条に整合的に実施している。まず、各国からの輸出量が無視できるものでないことは、各種統計等に照らして確認している。また、競争状況の要件についても、輸出產品と国内產品の物理的化学的特性、原材料の構造、生産プロセス、使用用途に照らして、専門家の意見も聞きながら十分に精査している。(これに対し、我が国より、中国調査当局の調査決定文書を読む限り、どのように当局が輸出產品と国内產品との間の競争状況を分析したのか等開示されていない。仮に適切な評価をしているのであれば、その評価の内容・経緯を開示して欲しい旨要望した。)

- ・情報の開示については、二つの国内規制（情報開示暫定細則、公開情報検査閲覧暫定細則）で規定しており、利害関係者に十分な情報アクセスの機会を与えている。重要事実の開示については、使用したデータ、拒絶されたデータを含め、正常価格、輸出価格、コスト、利益、ファクツアベイラブルにかかる様々な情報を含めることを国内規則が求めている。また、中国商務部内にあるパブリックリーディングルームにおいて、ダンピング認定関連の情報はすぐに入手可能であり、損害関連の

情報も 10 日程度で閲覧可能となっている。

- ・同種の產品の認定について、中国は確実な証拠に基づいて認定しており、AD 協定 2.6 条に整合的に実施している。

我が国としては、今後とも中国調査当局が WTO 協定整合的に制度を運用するよう注視をしていくとともに、改善が見られない場合には、WTO 協定に基づき取り得る手段の行使も視野に入れつつ、引き続き中国側に強く働きかけていく必要がある。

補助金

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟交渉において「中国は発展途上国であることから、途上国例外条項（補助金協定第 27 条及び農業協定第 6 条）が適用され、先進国並の補助金削減等の義務を負わない」旨を主張した。他方、加盟国側からは、中国は世界経済の中で大きな地位を占めており、普通の途上国として扱うことはできないとの考えが表明された。結局、中国は、加盟までに、補助金協定第 3 条 1(a) 及び(b) が定める輸出補助金及び国内產品優先使用補助金を撤廃するとし、また、同協定第 27 条中第 10、11、12 項及び第 15 項の各規定の適用を受ける権利を留保する一方、同条第 8、9 項及び第 13 項の各規定の適用は求めない旨を約束した。

さらに、農產品に係る輸出補助金に関しても、維持及び導入しないことを約束するとともに、農業協定上、途上国に削減約束の対象外とすることが認められている一部助成（第 6 条第 2 項）について、削減の対象とすること、及び本来は削減対象となる助成であるが、少額であることをもって削減対象から控除しうるものの上限値であるデミニマス値を農業総生産額の 8.5 % ま

でとすることを、約束した（同協定上、先進国は 5 %、途上国は 10 % までとされている。）。

[実施状況・問題点]

中国では、多くの国有企业が存在すること等から、政府の資金的支援により貿易阻害効果がもたらされる可能性が高い点につき、WTO 加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていたところである。中国は加盟時に輸出補助金を全廃する旨約束しているが、補助金協定に基づく補助金通報をこれまで行っていないことから、輸出補助金を全廃したか否か等についての実態把握が困難である。

このような状況を改善すべく、補助金委員会の場を通じて中国政府に対し補助金通報を行うよう先進加盟国より強く要請しているところである。引き続き、禁止補助金である輸出補助金・国際產品優先使用補助金の撤廃・不導入（政府のあらゆるレベルについて、中国は約束している。）をはじめとする補助金協定等の遵守状況を注視していく必要がある。

銅製錬業者に対する増価税還付問題

<措置の概要>

中国は、政府が指定した国内銅製錬業者に対して、輸入した銅精鉱に係る増価税の一部を還付する制度を有している。我が国の銅製錬業者は、中国における銅の製錬業者に対する税還付制度が、我が国銅製錬業者の原材料確保に対して悪影響、具体的には、本税還付を背景に鉱石の高値買いが行われ、その影響で銅鉱石の世界市場価格の高騰を助長するものとして懸念を有している。本制度については、我が国産業界以外にも、米や欧州の産業界も同様の懸念を表明している。

＜国際ルール上の問題＞

中国は、本件措置につき補助金協定に基づく補助金通報を行っておらず、制度の詳細について明らかでないことから、本措置に対する産業界の懸念が広がっている。

＜最近の動き＞

このような我が国関連業界の懸念に鑑み、政府としても2004年5月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議において、本制度について懸念を表明した。これに対し、中国側は「一部廃止を含め検討中であり、資料の提供をする」旨応答したもの、その後、資料提供がないため、2004年12月の日中経済パートナーシップ協議において再度要請を行った。

また、2004年11月の補助金委員会中国TRMの場においても、同委員会に先立ち本件につき共同歩調を求めてきたECに呼応する形で、改めて我が国関連業界の懸念を述べるとともに、補助金の透明性の観点から本件に関する迅速な情報提供等を要請した。

セーフガード

[加盟に伴う約束]

中国は、セーフガード措置について、ガット及びセーフガード協定を遵守する義務を負う。具体的には、中国は従来そもそもセーフガードに関する法制を有していなかったことから、WTO協定整合的な制度を新たに整備することを約束した。

また、中国産品を対象とする輸出自主規制等のいわゆる灰色措置は、セーフガード協定上認められないことから、中国と輸入側加盟国との合意により一定期間内に廃止することが約束されている（加盟議定書付属書7）。

「対中経過的セーフガードの概要」

中国産品に対して加盟国が発動するセーフガード措置に関しては、中国のWTO加入議定書第16条及び作業部会報告書の関連規定に基づき、「産品別経過的セーフガード」が認められることとなった。これは、一般セーフガードは輸入源を問うことなく発動することとされているのに対して、中国産品のみを対象とする特別のセーフガードである。具体的には、WTO加盟国は、中国の加盟から12年間の特例として、中国産品が同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に市場搅乱を起こし又はそのおそれがあるくらい、急激に増加してWTO加盟国に輸入されている時は、当該中国産品に対して、本セーフガード措置を適用できることとされている（加盟国は中国に協議を求め、60日以内に協議で中国側が取るべき市場搅乱を防止又は救済する措置について合意に至らない場合には、当該加盟国は譲許の撤回又は輸入制限を行うことができる。）。

さらに、2008年末までの特則として、中国産の繊維・繊維製品に対する特別のセーフガード措置も認められた。具体的には、WTO加盟国は、中国産の繊維・繊維製品の輸入により市場が搅乱し、貿易の秩序ある発展を阻害する恐れがある場合、中国に協議を要請でき、中国は協議を要請された場合、要請のあった月以前14ヶ月の最初の12ヶ月の輸出量の7.5%増以内の数量に輸出を抑制する。協議の要請後90日以内に合意に達しない場合、原則1年以内の期間、協議要請国は上記数量以下に輸入を抑制することが認められる。

なお、対中経過的セーフガード措置については、米国国際貿易委員会（ITC）が2002年8月から電気機械装置（ペデスタル・アクチュエーター）に対して、2002年11月から鉄鋼製品（ワイヤー・ハンガー）に対して、当該調査を開始

し、両件ともに損害を認定したが、結局発動しなかった。またインドも工業用編機の針に対して、2002年8月から当該調査を実施した。2003年になってからは、米国は6月にブレーキドライム・ローターに対して調査を開始したものの損害を認定しなかったが、9月に調査を開始した水道管接合部品（継手）に対して、ITCは「中國産の水道管接合部品（継手）の輸入が、国内市場をかく乱している」との調査結果を出し、12月15日に、当該品目に対し、対中経過的セーフガードを発動するよう、大統領及び米国通商代表部（USTR）に勧告を提出することを決定したが、その後発動には至っていない。

また、中国産の纖維・繊維製品に対する特別のセーフガード措置（対中纖維特別措置）については、2003年11月18日に、米商務省が、中国から輸入されるニット生地、ガウン・ローブ、ブランジャーの3種類の纖維製品に対して、対中纖維特別措置の発動を決定し、米国政府は12月24日、公式に中国側へ協議を要請し、当該3品目について12ヶ月間の輸入数量制限措置を発動した。

（2004年12月23日に発動終了）その後、米国は2004年10月29日、綿、羊毛及び合成纖維製等の靴下の3品目についても協議要請し、12ヶ月間の輸入数量制限措置を発動した（2005年10月29日に発動終了予定）。また、発動に至らないまでも、2004年10月以降、米国纖維業界から、多数の発動要請が申請されている。

〔実施状況・問題点〕

中国は、セーフガード措置の基本要素を規定した国内法制度として、2001年10月31日に行われた全国人民代表会議常務委員会において、对外貿易法の下に作成された「（中国）セーフガード措置条例」を採択、2002年1月1日には施行された。その後、4つのセーフガード調査・手続に係る規則（同条例の細則との位置づけ）

が作成され、また2004年7月には同条例の設立根拠となる对外貿易法も改正される等、中国におけるセーフガード関係法制の整備は着実に図られてきた。

しかしながら、これらの法制度において、セーフガード協定に照らし整合性に疑義があると考えられる部分があり、また運用面においても、2002年4月に発動された鉄鋼製品に対するセーフガード措置（暫定及び確定措置）は、WTO協定との整合性につき疑義があつたため、我が国は、2004年10月のセーフガード委員会・対中TRMにおいて、事情の予見されなかつた発展、国内産業の定義の有無、セーフガード発動時の公共性の確保、補償規定の有無、対抗措置規定の発動上限、中国独自の制裁規定（（中国）セーフガード措置条例第31条）、その他の規定の明確化等、中国国内の法制度に関する質問を行つた。その際、中国政府から概ね回答を受けたが、国内産業の定義の有無、中国独自の制裁規定について、WTO協定との整合性が明確にならなかつた点や、対抗措置規定の発動上限といったそもそも回答がなされなかつた点もあり、今後引き続き中国側に説明を求めると共に、今後セーフガードが発動された場合において、WTO協定との観点から不適切な運用がなされないように引き続き注視していく。

貿易関連投資措置

〔加盟に伴う約束〕

中国は、加盟時点においてTRIM協定を遵守することを約束している。さらに、外国投資の認可に当たって付与される貿易関連の条件につき、ガット3条違反となるローカル・コンテンツ要求（国産品を一定比率以上使用することを義務づける）やガット3条及び11条違反となる

輸出入均衡要求（原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない）などのTRIM協定で禁止されている措置に加え、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している。

さらに特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後2年内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の3,000万ドルから加盟1年後に6,000万ドル、加盟2年後に9,000万ドル、加盟4年後に1.5億ドルへ引き上げることを約束した。さらに、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制（50%未満）の撤廃を約束した。

〔実施状況・問題点〕

上記約束に沿って、中国は2000年10月から2001年3月までの間に、外資100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合資経営企業法」をそれぞれ改正した。例えば、外資企業法では、輸出要求に関して、「先進的な技術及び設備を採用し、または製品の全部もしくは大部分を輸出するものでなければならぬ」とされていたのが、「国は製品輸出と先進技術企業を奨励する」と改正され、また「外資企業の生産経営計画は主管部門へ届け出るものとする」との条文が削除された。ローカル・コンテンツ要求については「同等の条件の下では

可能な限り中国での購入を優先するものとする」との条文が削除された。さらに輸出入均衡外貨バランス要求に関しては、「外資企業は自ら外貨収支均衡を図らなければならない」との条文が削除された。

また、2001年4月に「外資企業法実施細則」が、2001年7月には「中外合資経営企業法実施細則」が改正され、それぞれ輸出要求、輸出入均衡、外貨バランス要求を撤廃するための改訂・条文削除等が行われた。（<図表中-3>参照）

さらに、自動車製造業に係るローカル・コンテンツ要求に関しては、2004年6月に「自動車産業発展政策」が公布・施行される以前は、1994年3月に公布・施行された「自動車工業産業政策」によりローカル・コンテンツ要求の規定が盛り込まれていた。このため、2002年9月に行われたTRIM委員会でのTRMでは、1994年の自動車工業産業政策のローカル・コンテンツ要求及び加盟後行わないと約束した外国投資認可に係るパフォーマンス要求が改正されていない、等について指摘を行い、さらに、2003年10月に行われたTRIM委員会のTRMにおいても、新自動車産業政策がTRIM協定及び中国の加盟約束と整合的に実施され、早期に新政策の具体的な内容が公表されることを期待している旨を表明した。これを受けて、新たに2004年6月に公布・施行された「自動車産業発展政策」においては、ローカル・コンテンツ要求に関する規定についてはなされていない。

<図表中一3> WTO 加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改正事項
投資分野	国土資源部文件 (2000年12月)	★非石油ガスの鉱物資源の開発を外商投資へ開放。独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。
企業設立、パフォーマンスの要求	『外資企業法』、『中外合資経営企業法』(2000年10月改正)、『中外合作経営企業法』、(2001年3月改正)	★「生産経営計画を主管部門に報告する」規制を廃止。 ★「外貨収支均衡を図らなければならない」規制を削除。企業が原材料・部品・賃金・配当を支払う際に必要な外貨は、銀行から購入または外貨口座から引き降ろすことができる。 ★「原材料・燃料などの物資は可能な限り中国での購入を優先する」規制を削除。国内企業と同様な調達の自主権を持つ。 ★「製品を一定比率以上輸出しなければならない」規制を削除。国内企業と同様な製品販売の自主権を持つ。ただし、合資企業に限り、輸出を奨励。 ★企業がかける保険は「中国の保険会社から購入する」規制を「中國国内にある保険会社から購入する」に緩和。
地域性	『中西部地域外商投資優勢産業目録』(2000年6月)	★外商投資分野の制限と企業の設立基準を緩和し、外資の出資比率の上限を緩和する。 ★中西部地域に設立された外資企業が奨励業種および制限業種乙類であれば、企業所得税の優遇措置に適用し、さらに3年間の企業所得税を減免され、15%とする。 ★再投資されるプロジェクトのうち、外資が25%以上を占める場合、外資企業なみの優遇措置を享受できる。 ★再投資として国有企業を買収、合併、請負を奨励。

上記のように、国内法はWTO協定に整合化するために概ね改正されたが、なお協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置が見られ、早急に是正されるべきである。

例えは、中国では、投資分野を奨励業種・許可業種・制限業種・禁止業種に分け、外資による投資は奨励・許可・制限業種にのみ認められる。加盟に伴い、サービス分野や自動車エンジン製造業などについては、規制が緩和されることになったことから、同分類制度の根拠法令となる「外商投資方向指導規定」が2002年2月に、「外商投資産業指導目録」が同年3月にそれぞれ改正・公布され、ともに同年4月から施行された。これにより、改正前に比べ、奨励類が186から262種に増加し、他方で制限類は122から75種に減少した(禁止類は、31から34種となった)。なお、加盟にあたり開放を約束した自動車エンジン製造、卸・小売業等はそれまでの制限類から奨励類に移行した。中国における外資

参入規制により制限業種及び禁止業種に指定されている業種について、現在の状況を整理すると<図表中一4>のとおりとなる。

また、改定「外商投資方向指導規定」の第10条には、製品の全てを直接輸出する許可類の外資プロジェクトは奨励類とみなし、また、輸出販売額が製品全販売額の70%を占める制限類の外資プロジェクトは、地方政府等の承認があれば許可類とみなすことができるとの規定がある。これは、加盟約束で行わないとしている輸出要求に当たる可能性があり、注視していく必要がある。

<図表中一4> 『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制限業種	禁止業種
農林牧水産業	食糧・綿花・搾油種子の開発と生産（中国側マジョリティ）、希小樹木の原木加工と輸出（合資、合作に限る）	希小優良品種の養殖と栽培、遺伝子組換種の生産と開発、管轄海域と内陸水域の漁業
採掘業	タンクステン・すず・アンチモン・モリブデン・スパー・ほたる石等鉱産物の実地調査と採掘（合資・合作に限る）、貴金属（金・銀・プラチナ）の実地調査と採掘、金剛石等貴重非金属鉱物の実地調査と採掘、特種・希有石炭の実地調査と開発（中国側マジョリティ）、ほうマグネシウム石とほうマグネシウム鉄鉱石の採掘、天青石の採掘	放射性鉱物の探索と採掘、希有土の探索と採掘
食品加工業	醸造酒・高級蒸留酒の生産、外国ブランド炭酸飲料・サッカリン等の合成甘味剤の生産、油脂加工	中国伝統工芸の緑茶及び特殊茶の加工
煙草加工業	紙巻きタバコ・フィルターの生産	—
紡績工業	毛紡績、綿紡績、繭生糸	—
印刷と複製業	出版物印刷（中国側マジョリティ、包装用印刷除外）	—
石油加工及びコークス業	製油所の建設と経営	—
化学原料と化学製品製造業	イオン膜苛性ソーダー、感光材料、毒性になり易い化学品（7品目）の生産、等	
医薬製造業	クロラムフェニコール・アナルギン等の化学物質、常習性の麻酔薬品及び精神薬品原料の生産、血液製剤、使い捨て注射器等の生産	国家保護の漢方薬材料の加工（麝香、甘草、黄麻草等）、伝統漢方薬の生産
化学繊維製造業	400トン/日以下の繊維等3品目等の生産	—
ゴム製品業	低性能工業用ゴムなどの生産等	—
有色金属	希有土の精練と分離（合資、合作企業に限る）	放射性鉱物の精練と加工
武器弾薬製造業	—	武器弾薬製造
一般機械製造業	コンテナの生産、中小型汎用ペアリングの製造、50トン以下の自動車式クレーンの製造（合資、合作に限る）	—
専用機械製造業	中低レベルのB型超音波モニターの製造、一般化繊の設備、320馬力以下のブルドーザー等の製造	—
電子通信工業	衛生、テレビ受信機及びその主要部品の生産	—
その他の製造業		象牙彫刻、虎骨加工、漆器生産、磁瑣（ほうろう）製品生産、宣紙、墨の生産、発癌性・奇形性・突然変異誘発物質と持久性有機汚染製品の生産
電力・ガス・水の生産と供給業	30万キロワット以下の石炭火力発電所の建設と経営（配電を除く）	電力供給網建設と経営
交通・運輸・倉庫・通信業	道路旅客輸送会社、出入国バス輸送会社、水上輸送会社、鉄道貨物輸送会社、鉄道旅客輸送会社（中国側マジョリティ）、撮影・鉱山探索・工業等汎用航空会社（中国側マジョリティ）、通信会社	航空管制会社、郵便会社

<図表中一4(続き)>『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制限業種	禁止業種
卸売・小売貿易業	商品取引、農業生産用資材の卸・小売・物流・配達、オーディオ・ビジュアル製品(映画を除く)の流通、商品オークション、貨物リース会社、代理会社(船舶、貨物輸送、外国船貨物、広告等)、石油製品の卸、ガソリンスタンドの建設・経営、対外貿易会社	—
金融・保険	銀行、財務会社、信託投資会社、証券会社、証券投資基金管理会社、金融リース会社、外貨ブローカー、保険ブローカー	先物取引会社
不動産業	大規模土地開発(合資、合作に限る)、高級ホテル・別荘、高級オフィスビル・国際会議展示センターの建設と経営	—
公益事業	大・中都市のガス・熱エネルギー・上下水道網の建設と経営(中国側マジョリティ)	国家保護の野生動植物資源の開発、動植物自然保護区の建設と経営、賭博・競馬場、風俗サービス業
情報・コンサルタント業	法律コンサルティング	—
衛生、体育、社会福祉業	医療機関(合資、合作に限る)、ゴルフ場の建設と経営	—
教育・文化芸術・放送業	高等・中等段階の教育機関(合資、合作に限る)、映画館の建設と経営(中国側マジョリティ)	義務教育機関、図書・新聞・雑誌の出版・発行・輸出入業務、オーディオ・ビジュアル製品と電子出版物の出版・制作・発行・輸出入業務、マスコミ機関、各レベルの放送局、テレビ局、放送網、放送テレビ番組の制作・出版・発行及び放送会社、映画製作・配給会社、ビデオ放映会社
科学研究・総合技術サービス	測量会社(中国側マジョリティ)、輸出入商品の検査・鑑定・認証会社	—
その他	国家規定、中国が締結あるいは参加している国際条約の規定で制限されているその他の業種	軍事施設の安全と機能に危害を加える活動

注: 『外商投資産業指導目録』(2002年4月1日より改正施行)による。

基準・認証制度

[加盟に伴う約束]

中国は、基準認証に関して、①加盟時に関係規制・手続きをTBT協定に整合化させること、②手数料や検査期間を含めて、輸入品が国産品に比べて不利とならないように取り扱うこと、③可能な限り国際基準を採用し、国産品が対象

となっていない検査は、輸入品も検査除外とすること、④相互承認取扱を行っている検査機関によって認証を受けたことがある製品については検査の方法・手続の簡素化を行うこと、⑤加盟後18ヵ月以内に各認証機関の責務の配分を行い、その内容を加盟後12ヵ月以内にTBT委員会に通報すること、等を約束している。

(注)

中国は、これまで国産品と輸入品とで異なる法令・基準、制度が適用されていたことについて、加盟時までにこれらを統合するなど内外無差別の取扱い及び透明性の確保を約束した。特に、我が国産業界から要望の強かった化学品の輸入登録制度（国際ルールに合致した法律の制定）、家電製品の重複する二つのマーク（CCIB マークと長城マークの取得手続の簡素化）、自動車の基準認証（輸入車と国产車との法令、基準の統一）、ボイラー・圧力容器の安全品質許可（内外無差別の確保、国際基準の採用等）に関する問題について、加盟時までに改善を約束している。

〔実施状況・問題点〕

中国は、2001年4月、「国家質量技術監督局」と「国家輸出入検査検疫局」を合併し、新たに「国家質量監督検査検疫総局」（General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine of the People's Republic of China : AQSIQ）を設置し、基準・認証の一元化に向けた努力を開始した。2001年8月には、「技術監督局」と「輸出入検査局」それぞれの認証部門が合併し、「国家認証認可監督管理委員会」（Certification Accreditation Administration of the People's Republic of China : CNCA）が設立された。国务院が定めたCNCAの職責は、認証認可・合格評定・安全品質許可・衛生登録等に関する法律の起草、実施管理監督制度・規定の発布及びそれらを組織すること、国家レベルの強制認証と安全品質許可制度・產品目録の立案、認証基準・合格評定手続及び技術規則の制定、調整・検査・測量・検査実験室の技術能力の審査及び資格認定の管理、認証認可及び合格評定の国際化に向けた取り組み、全国の認証認可活動を調整することなどである。

2001年12月、AQSIQ 及び CNCA は、強制認証に関し、加盟交渉において約束した外国製品に対する内国民待遇実現のため、リストの統一、標準・技術法規及び合格判定手続の統一、マークの統一、費用基準の統一という「4つの統一」を実施することを発表した。これに伴って、「強制的製品認証管理規定」、「強制的製品認証標識管理規則」、「第一期強制的製品認証を実施する製品目録」及び「強制的製品認証制度の実施の関連問題に関する通知」の4法令が2001年12月3日に公布、2002年5月1日から施行された。これにより、国産品と輸入品に対して、統一的な目録、標準、標識、費用徴収方法によって製品認証を行う制度が確立することとなった。さらに、透明性の関係でも、ホームページ（www.wto-tbt.gov.cn）上での情報提供が開始されるなどの対応が進められている。

しかし、中国が加盟時までの改善を約束していた事項のうち、以下に述べる CCC マーク制度の運用等いまだ十分な改善が図られていない案件が存在する。

電気機器に係るCCCマーク制度の運用
<措置の概要>

中国では、対外貿易経済合作部・国家出入境検査検疫局の安全認証（通称：CCIB マーク）と、国家経済貿易委員会・国家質量技術監督局の電気・電子製品に対する安全認証（通称：長城（CCEE）マーク）が並存する制度となっていた。後者の長城マークは中国国内で流通する製品が対象で、外国製品・国内製品とも取得が必要なものであり取得条件も同じであるが、前者のCCIB マークは強制品目リストにある製品を外国企業が中国国内へ輸出する場合にのみ必要なもので、中国国内企業は取得が不要であるという問題があった。中国は WTO 加盟時までにこの二重認証を一本化することにより「3ヶ

月以内の認証取得」の実現等認証制度にかかる改善を行うことを約束した。その結果、2002年5月、新たに中国強制認証(China Compulsory Certification)が創設され、CCCマークが付されることとなり、従前のCCIBマーク及び長城マークの制度は2003年4月末をもって廃止された。

＜国際ルール上の問題点＞

二重認証の状態は改善されたものの、現在も海外事業者のCCCマーク取得には3ヶ月以上を要し、認証取得に要する期間は短縮されていないほか、AQSIQ及びCNCAが発行した「第1次法制認証品目録」と通関時に使用される「HSコード」が不整合のために、一部の輸入品に対して通関時に遅滞が生じる等の問題が残されている。これら運用上の問題点は貿易に不必要的障害となっている可能性が高く、TBT協定第2.2条への抵触が懸念される。

＜最近の動き＞

我が国は昨年行われた第3回対中国TRMにおいて上記問題を指摘。中国側からは継続的に制度運用の改善に取り組んでいる旨回答があった。

サービス貿易

中国はサービス分野についても、二国間交渉及びWPにおける交渉を踏まえ、約束表を提出している。主要セクターごとに、その内容、実施状況および是正が望まれる点を見ると以下とおりである。

(1) 流通(卸売・小売、フランチャイズ)

[加盟に伴う約束]

WTO加盟以前の中国では、流通業における外資の参入は厳しく制限されており、地方政府の許可による外資進出はあるものの、中央政府ベースでは限られた大都市と経済特別区で小売業につき試験的な進出が認められているに過ぎなかった。中国はWTO加盟に当たり、流通業に関して次のような市場開放を進めることを約束した。

卸売業については、加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に、外資のマジョリティ参加による合弁形態が可能となり、加盟後3年以内(2004年12月11日以前)に、外資出資比率規制が撤廃され100%外資による企業(外独資企業)の設立も可能となる。地理的制限や数量制限は加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に撤廃される。経営範囲については、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆いフィルムについては加盟後3年以内(2004年12月11日以前)、化学肥料、製油、原油については加盟後5年以内(2006年12月11日以前)、それ以外の商品(ただし、塩とタバコを除く)については加盟後1年以内(2002年12月11日以前)に、自由な流通が認められることとされている。

小売業については、原則として、加盟後2年以内(2003年12月11日以前)に外資のマジョリティ参加による合弁形態が可能となり、加盟後3年以内(2004年12月11日以前)に外資出資比率規制が撤廃されることとなっている。ただし、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルム、製油、化学肥料等を扱う30店舗以上のチェーンストアについては、各品目ごとに定められた期間、また自動車販売については加盟後5年間、外資マジョリティ所有及び外独資の企業は認められない。

小売業に係る地理的制限については、これま

で認められていた沿海部の11都市に、加盟時は鄭州と武漢が加えられ、さらに加盟後2年以内（2003年12月11日以前）に全ての省都、重慶、寧波が開放され、3年以内（2004年12月11日以前）に地理的制限は撤廃される。経営範囲については、加盟後1年以内（2002年12月11日以前）に認められる書籍・新聞・雑誌、加盟後3年以内に認められる薬品類・害虫駆除剤・根覆い用フィルム・製油、加盟後5年以内（2006年12月11日以前）に認められる化学肥料を除

き、加盟時に全ての產品（ただし、タバコを除く）の小売りが認められるようになる。

また、フランチャイズについては、加盟後3年以内（2004年12月11日以前）に地理的制限、外資出資制限等を撤廃すると約束している。なお、サービス提供者の数の制限（いわゆる需給調整等）については、サービス約束上特段の留保を行っていないことから、サービス協定第16条第2項に従って、中国はかかる制限を行わない義務を負っている。

＜図表中一5＞ 流通分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール

	卸売業		小売業			
	地理的制限	出資比率	地理的制限	出資比率 (右記チ ーンストア を除く)	出資比率 (自動車販 売チ ーン)	出資比率 (一部產品 を扱うチ ーン)
2001年12月			13都市	外資J/V設立を認める(外資マイノリティ出資可)		
加盟後1年以内 (2002年12月11日まで)		外資J/V 設立を認め る(外資マ イノリティ 出資可)				
加盟後2年以内 (2003年12月11日まで)	制限撤廃	外資マジョ リティ出資 を認める	全 て の 省 都、重慶、 寧波を追加	外資マジョ リティ出資 を認める		
加盟後3年以内 (2004年12月11日まで)		制限撤廃	制限撤廃	制限撤廃		
加盟後5年以内 (2006年12月11日まで)					制限撤廃	

[実施状況・問題点]

2004年6月1日、中国は「外商投資商業領域管理弁法」を施行した。本弁法は、流通分野における段階的自由化を履行する際の根拠となるもので、WTO加盟約束に従い、外資制限や地理的制限を撤廃する内容となっている。しかしながら、同弁法については、実施にあたっての細則や認可にあたってのガイドラインがなく、手

続等が不透明であるとの問題もある。本件については、中国側より実施細則等の起草をとりやめたとの情報もあるところ、我が国は2004年12月に実施されたWTO一般理事会、日中経済パートナーシップ協議等を通じて、その作成を求めている。

(2) 建設、建築・エンジニアリング

[加盟に伴う約束]

建設サービスについては、WTO 加盟以前は本邦法人に直接資質証（建設業許可）が発給され、本邦法人は工事規模に拘わらずプロジェクト毎での受注が可能であった（いわゆる直接受注制度）。

中国は、加盟に際し、外資マジョリティの容認及び加盟から3年以内に100%外資による現地法人の設置を容認し、当該現地法人は下表の工事についてのみ請負が可能との約束を行った。

<図表中-6>

100%外資法人が受注可能な工事の範囲	
1	全額が外国投資・贈与により建設される工事
2	国際金融組織が貸付をし、国際公開入札が採用される工事
3	中外合資建設工事のうち、外資比率が50%以上のもの及び外資比率が50%未満で中国企業の単独受注が技術的に困難なもの
4	技術的に困難な国内投資建設工事で省政府等の許可を受けて中国企業と共同請負するもの

また、建築、エンジニアリング・サービス等については、中国は、加盟に際し、建設と同様に外資マジョリティの合弁企業の容認及び加盟から5年以内に100%外資による現地法人の設置を容認するとの約束を行った。

[実施状況・問題点]

建設サービスについては、中国は加盟時の約束に従い2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定（建設部・対外貿易経済合作部令第113号）」を公布し、100%外資法人が容認されることとなった。また、2003年9月には実際に我が国建設会社による最初の100%外資法人が認可

された。

しかし、当該現地法人が資質証を取得するためには、特級、1級、2級、3級といった資質の等級毎に資本金、技術者数等の厳しい要件が課されており、また、等級毎に施工できる工事規模を制限している。現実に我が国建設会社の100%外資法人は、その過重な要件ゆえに2級の資質取得に留まっている。このように外国サービス提供者は、請負の範囲を前述の外資プロジェクト等に限定され、かつ、資質等級による工事規模が制限されるため、その能力に見合う工事が施行できず、これらが実質的な参入障壁となっている。また、従来可能であった直接受注は、2004年4月より認められなくなり、外国のサービス提供者は、WTO加盟前よりサービスの提供が困難となっている。

今後、100%外資法人の受注可能な工事の制限及び資質取得の際の要件の緩和・撤廃等により外国のサービス提供者が従前と同等以上の待遇を享受できるよう制度の改善が望まれる。

<図表中-7>

資質取得条件及び工事許可範囲の例（建築）		
	特級	2級
資本金	約45億円	約3億円
従業者 (技術者)	300人 (200人)	150人 (100人)
施工可能範囲	制限なし	約15億円以下 28階建・高さ120m以下

一方、建築、エンジニアリング・サービス等については、2002年9月に「外商投資建設工事設計企業管理規定（建設部・対外貿易経済合作部令第114号）」を公布し、当該分野における外資法人設立の手続き等を明らかにした。しかしながら、資質取得に必要な外国技術者の最低比率及び居住等の要件が外国のサービス提供者に

とて過重であり、今後、100 %外資法人を容認する際の要件も含めて合理的なものとされることが望まれる。

(3) 運送

[加盟に伴う約束]

倉庫サービス及び貨物フォワーディング代理サービスについては、加盟時に外資比率49 %以下の合弁企業設立が認められ、2002年12月までに外資マジョリティ出資も認められた。さらに倉庫サービスについては2004年12月までに、貨物フォワーディング代理サービスについては2005年12月までに外資100 %出資も認められるようになる。貨物フォワーディング代理サービスにおいては、最低資本金額は100万ドル以上とされ、活動期間は20年以下とされた。また合弁企業設立1年後には支店設置が可能となるが、各支店ごとに資本金12万ドルを当初資本金に追加しなくてはならないとされている。

なお、この当初設立時の最低資本金額制限は2005年12月までに、支店開設時の資本金追加要求については2003年12月までに内国民待遇が付与されると約束されている。

[実施状況・問題点]

2002年1月に「外国投資国際貨物運輸代理企業管理規定」(以下「規定」)が施行された。「規定」によると外国投資国際貨物運輸代理企業とは、「輸出入貨物の荷受人、荷送人の委託を受け、委託人の名義或いは自己の名義により、委託人のために国際貨物輸送及び関連業務を行い、かつサービス報酬を收受する」外国投資企業としている。2003年1月には、この「規定」が廃止となり、「外国投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」(以下、「弁法」)が施行された。「弁法」によると、外資出資比率が75 %まで認められるようになり、その他、「規定」にあった最低資本金

額100万ドル、支店開設時の追加資本金12万ドル等の義務については「弁法」において変更はなかった。

また2004年1月1日に「国際貨物運輸代理業管理規定実施細則」(試行)の改定が行われた。具体的には、第6条が改定され、企業法人、自然人、もしくはその他の経済組織が国際間の貨物フォワーディング代理サービスの株主になることができる。さらに輸出入貿易もしくは国際貨物に関係があり、安定した貨物業務を行っている企業法人が筆頭株主になることができ、国際間の貨物フォワーディング代理サービスの資本マジョリティとなることが明記された。また企業法人以外の株主は貨物フォワーディング代理サービスの資本マジョリティになることができない。

倉庫サービスについては2004年12月までに外資100 %出資も認められるようになると約束されているが、2004年1月1日から香港・澳門の企業が大陸内で外資100 %で倉庫サービスと貨物フォワーディング代理サービスを提供することを許可し、最低資本金条件は大陸企業にならって決定することになっている。

(4) 電気通信

[加盟に伴う約束]

WTO加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟後、次のように段階的に市場開放を進めることを約束した。

基本電気通信サービス(公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等)のうち、国内・国際電話等のサービスについては、加盟後3年以内に上海、広州、北京において、25 %以下の外資出資が認められるようになる。また、5年以内に14都市(成都、重慶、大連、福州、杭州、南京、寧波、青島、瀋陽、深圳、

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

廈門、西安、太原、武漢)が追加され、外資出資上限は35%に上げられる。さらに加盟後6年以内に、地理的制限が撤廃され、外資出資上限は49%に引き上げられる。

移動体通信サービスについては、加盟時に上海、広州、北京において25%以下の外資出資が認められる。加盟後1年以内に上記の14都市が開放地域に追加され、外資出資上限は35%に上げられる。さらに3年以内に49%までの外資出資が可能となり、5年以内に地理的制限が撤廃

される。

インターネットを使ったオンライン情報・データベース検索等の付加価値サービスについては、加盟時に上海、広州、北京において30%以下の外資出資が認められる。加盟後1年以内に上記14都市がさらに開放され、外資出資上限は49%に引き上げられることとなっている。さらに2年以内に地理的制限は撤廃され、外資出資上限は50%にまで上げられる。

＜図表中一8＞ 電気通信分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール

	国内・国際電話		移動体通信		付加価値サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地域的制限	出資制限
2001年12月			上海・広州・北京	25%以下	上海・広州・北京	30%以下
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)			14都市追加	35%以下	14都市追加	49%以下
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)					制限撤廃	50%以下
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)	上海・広州・北京	25%以下		49%以下		
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)	14都市追加	35%以下	制限撤廃			
加盟後6年以内 (2007年12月11日までに)	制限撤廃	49%以下				

〔実施状況・問題点〕

電気通信分野における国内法の整備としては、2000年9月に「中国電信条例」が公布されている。同法第80条では、電気通信サービスへの外資参入について具体的な規定を国務院が別途定めるとしており、それを受け2002年1月に「外商投資電信企業管理規定」が施行された。

同管理規定第5条では、資本金の最低金額を、複数地域にまたがって基本電気通信サービスを行う場合は20億元、付加価値サービスを行う場合は1,000万元、一つの省・自治区・直轄市で

基本電気通信サービスを行う場合は2億元、付加価値サービスを行う場合は100万元とする旨が規定されている。

同管理規定第6条は、同電信条例第10条と同様に、ポケベル業務を除く基本電気通信サービスを行う場合は、外資比率が49%以下ではなくてはならないとしている。ポケベル業務および付加価値サービスについては電信条例に規定していないが、同管理規定は外資比率を50%以下に制限している。

「中華人民共和国電信条例」附則の「電信業

務分類目録」が改定され 2003 年 4 月より施行された。「電信業務分類目録」は「基礎電信業務」・「付加価値電信業務」などのそれぞれのカテゴリーに含まれる業務を示している。しかしこの分類では、例えば最近急速に発展してきた PHS 方式の「小靈通」について明確な分類がなされておらず、日進月歩で発展する電信業務に対応するために、2004 年 5 月には「電信業務分類目録」の改定が行われカテゴリーのさらなる細分化がなされた。まず、「基礎電信業務」は、市内電話・長距離電話・移動通信・衛星通信・インターネットおよびその他のデータ転送業務・プロバイダ業務・国際通信基礎施設業務など 9 項目に分けられ、その下にさらに 30 項目近い業務に細かく分類された。移動通信に関しては、3G (次世代携帯) に関する記述もある。

また、インターネット事業に関しては、2000 年 9 月に「インターネット情報サービス管理規則」が施行されている。ここでは外資合弁企業の設立は国務院情報産業部の審査認可が必要であること等が定められており、また外資比率については他の法律の規定に従うとされており、上記「外商投資電信企業管理規定」の適用を受けることとなる。

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域等の制限を段階的に緩和しているが、実際に外資企業による中国の電気通信業への参入は順調には進んでいない。付加価値サービスの電気通信サービスを例に取れば、2003 年末には、出資比率の制限は 50 % に緩和され、地域制限も全廃されたが、その間設立された合弁電気通信会社は 1 社だけであった。現在なお十数社が申請中である。この点からも、情報産業部と商務部等の政府当局が外資参入の問題において依然として強い権力をもっており、外資の参入が当局の裁量に左右される現状が伺われる。政策上の開放はされたものの、実際の開放までまだ距

離があると言える。また、2004 年 12 月 11 日より、北京、上海、広州で外資に対し国内国際電話業務や移動通信業務を開放したが、現在外資からの合弁申請が 1 件も出されたものの、認可には至っていない模様である。国内国際電話業務や移動通信業務への参入が大規模な投資を伴うことが要因の 1 つと見られるが、同時に、移動通信の 3G の方式が確定していないことが原因として考えられる。

現在中国政府は、WTO 約束に沿った「電気通信法」の改定を急いでいるが、20 年以上まえの 1980 年に起草された「電気通信法」は 2004 年度中の施行を目指したもの未だ公布されていない。現在審議中の草案では付加価値サービスへの参入条件が緩和され、基本電気通信サービスから独立した電信監督機構の設置、インターネットにおける禁止行為に対する罰則を明記するなどの内容が盛り込まれている模様である。

2004 年 5 月に施行された「電信業務分類目録」では、2003 年 4 月 1 日に施行されたものと比較するとカバーする範囲が大きく、大きな進歩が見られる。同目録は通信業務の範囲を明確にするもので透明性の観点から評価される一方で、今後の技術革新により生まれてくる新しい業務について、目録に掲載されるまで許認可がなされないのではないかとの懸念も生まれている。

また、コンピュータサービスなどの隣接サービスにも WTO 上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかることにならないか、注意が必要である。

(5) 金融

(保険)

[加盟に伴う約束]

生命保険に関しては、加盟時に外資比率 50 % までの合弁会社設立が上海、広州、深圳、佛山、

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

大連において可能となる。合弁パートナーについては、自由に選択できる。加盟後2年以内に、北京、成都、重慶、福州、蘇州、廈門、寧波、瀋陽、武漢、天津が開放地域に加えられる。3年以内に地理的制限は撤廃され、業務範囲についても、外国人・中国人に対する個人保険に加えて、健康保険、グループ保険、年金保険を取り扱うことも可能となる。

非生命保険（損害保険等）に関しては、加盟時から外資比率51%までの合弁会社又は支店の設立が上海、広州、深圳、佛山、大連において認められる。

加盟後2年以内には、外資100%子会社の設立が可能となり、また、北京、成都、重慶、福州、蘇州、廈門、寧波、瀋陽、武漢、天津が開放地域に加えられ、あらゆる範囲の損害保険等

を外資企業のみならず中国資本企業・個人にも提供することが可能となる（現在外資損保会社は中国資本企業・個人への営業を認められていない）。加盟後3年以内に地理的制限も撤廃される。ただし、強制保険については内国民待遇の例外とされ、強制保険取扱いを外資保険会社に認めることは約束されていない。

保険仲介サービスにより仲介手数料を得る保険ブローカーについては、加盟時から外資比率50%までの合弁会社設立が上海、広州、深圳、佛山、大連において認められる。加盟後2年以内に北京、成都、重慶、福州、蘇州、廈門、寧波、瀋陽、武漢、天津が開放地域に加えられる。3年以内に地理的制限が撤廃され、外資比率上限が51%に引上げられる。5年以内に外資100%出資子会社の設立が可能となる。

＜図表中一9＞ 保険分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール

	生命保険		損害保険		保険仲介サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地域的制限	出資制限
2001年12月	上海・広州・大連・深圳・佛山	50%以下	上海・広州・大連・深圳・佛山	51%以下	上海・広州・大連・深圳・佛山	50%以下
加盟後2年以内 (2003年12月11日まで)	10都市追加		10都市追加	制限撤廃	10都市追加	
加盟後3年以内 (2004年12月11日まで)	制限撤廃		制限撤廃		制限撤廃	51%以下
加盟後5年以内 (2006年12月11日まで)						制限撤廃

また、中国政府はこれまで免許発給数を厳しく制限してきており、我が国保険会社によるものをはじめとする多数の進出希望が実現されなかつたが、加盟時から次の基準以外の認可条件は課さないと約束している。

- ・加盟国において30年以上の営業経験があること
- ・中国国内に2年以上駐在員事務所を設置して

いること

- ・申請前年末に総資産が、ブローカー以外は50億ドル以上、ブローカーは加盟時に5億ドル以上（この上限は加盟後1年以内に4億ドル以上、加盟後2年以内に3億ドル以上、加盟後4年以内に2億ドル以上に引下げられる）であること

現存する中国再保険会社への20%の再保険義務については、加盟後1年間で15%、加盟後2年間で10%、加盟後3年間で5%に引下げられ、加盟後4年間で撤廃される。

[実施状況・問題点]

外資保険会社への出資比率については、①生命保険会社の出資比率制限は継続されている。2004年6月15日より施行された『外資保険会社管理条例実施細則』第3条によれば、外国保険会社と中国の会社が中国国内で生命保険業務を取り扱う合弁保険会社を設立する場合、このうち外資の比率が合弁会社の株式の50%を超えてはならない。この比率は中国WTO加盟時の約束に合致している。②2003年12月11日付で公布した『中国保監会によるWTO加盟の承諾履行に関する公告』によれば、同日より、外資財産保険会社が法定保険業務以外の全ての非生命保険業務を取り扱うことが可能となった。これにより外資財産保険会社は、『経営保険業務許可証』変更等の関連手続を行ってよい。つまり、外資財産保険会社は中国において独立して保険業務を行うことができ、出資比率の制限は既に撤廃されたと見てよい。③保険ブローカー会社の外資出資比率制限を加盟後3年以内(2004年12月11日まで)に50%以下から51%以下に引き上げる約束については、2004年12月1日時点でもまだ新しい関連政策は発表されていない。

外資保険会社への地理的制限については、約束に従い、まもなく(2004年12月現在)撤廃される見通しである。

(銀行)

[加盟に伴う約束]

外貨業務については、加盟時から地理的・顧客に関する制限なく営業ができるとされた。

人民元業務に関しては、現在上海・深圳で認められるのみだが、加盟時に天津・大連、加盟後1年以内に広州・珠海・青島・南京・武漢、2年以内に済南・福州・成都・重慶、3年以内に昆明・北京・廈門、4年以内に汕頭・寧波・瀋陽・西安が開放され、5年以内には地理的制限は撤廃される。また、加盟後2年以内に中国企業、5年以内に中国個人に対するサービス提供が可能となる。さらに、いずれかの地域で人民元業務を許可されている場合、その他の人民元業務開放地域においても人民元業務が認められることとされた。ライセンス基準は信用秩序維持に関するもののみとされ、エコノミックニーズテストやライセンス発給数量制限は設けられないとされた。加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃される。

設立資格要件としては、申請前年末の総資産について子会社の設立は100億ドル以上、支店開設は200億ドル以上、合弁銀行設立は100億ドル以上であること、また人民元業務を行うためには、中国で3年以上の営業実績があり、かつ申請前に連続して2年間利益を計上していることとされた。

[実施状況・問題点]

2002年2月1日に、「外資金融機関管理条例」が修正され施行された。本条例では、外資銀行設立に關し、中国国内で駐在員事務所設置が2年以上であること、申請前年末の総資産が子会社を中国国内に設立する場合には100億ドル以上、支店の場合には200億ドル以上であること等の要件が課され、また、人民元業務の要件として、中国で3年以上の営業経験、申請前2年連続して営業利益を計上する等が課されている。

合併パートナーについて、従来中国側パート

ナ-は金融機関に限られていたが、同条例改正では金融機関以外の会社との合併が認められることとなった。これ等はいずれもサービス約束表の約束に沿ったものとなっている。なお、人民元業務の地域及びサービスの範囲については、中国人民銀行が関連規定に照らして定めるとされているのみで具体的規定はなされておらず、また外資出資制限についても規定していない。

人民元業務に関しては、2002年12月1日より開放地域に広州・珠海・青島・南京・武漢、2003年12月1日には、濟南・福州・成都・重慶に拡大、更に、2004年11月24日付けて「一層の銀行業対外開放の関連事項に関する公告」を発布し、外資金融機関による人民元業務経営を昆明、北京、廈門、西安、瀋陽において認めるとした。昆明、北京、廈門は2004年12月までの開放が約束されておりそれに沿った措置である。西安、瀋陽は2005年12月までの開放が約束されていたので1年前倒しでの開放となつた。

同公告ではさらに以下の事項が述べられている。

- ・ 2004年12月1日より、西部及び東北地方の外国銀行支店による人民元業務申請時の利益資格要件について、従来の支店単位から申請者の中国内の全支店を合算し審査する方式に変更する。
- ・ 西部及び東北地方への進出申請について優先して審査・批准を行う。
- ・ 2004年12月1日より、駐在員事務所設立申請について、申請者は申請資料を銀行業監督管理委員会に、写しを所在地の同委員会派出機構に送付する。同時に銀行業監督管理委員会は各銀行業監督局に対し管轄内の駐在員事務所首席代表交代における資格審査・批准を授権する。

・ 2005年1月1日より、所在地の銀行業監督管理委員会に登録した後、認可されている顧客と業務の範囲内で関連規定に従い保険代理業務に従事することを認める。

「外資金融機構管理条例」および「外資金融機構管理条例実施細則」は、外資100%銀行または合弁銀行については3億元（または業務範囲に応じて3億円以上）、支店については1亿元以上（または業務範囲に応じて1亿元以上）の最低資本金要求を定めているが、これは国際的水準から見て高すぎ緩和が望まれている。また「外資金融機構管理条例実施細則」は外資銀行が中国国内に支店を新たに設立するごとにそれぞれ1億元の最低資本を求めているが、その一方で中国政府は本国の銀行本店に中国国内の店の全ての債務保証を求めていることをも考えればこれは過度の要求というべきであろう。

「外資金融機構管理条例実施細則」は、支店の外貨・人民元それぞれの運転資金の30%を、中国政府がリストアップする中国資本の銀行に6ヶ月以上の定期として預金する（または人民元については国債で運用する）ことを求めているが、中国資本銀行を優遇するものであり不公平である。さらに「外資金融機構管理条例」が外資金融機関の中国領域内で受け入れる外貨預金が中国内の外貨総資産の70%を超えてはならないとしていることなども外資銀行の活動を大きく制約するものであり問題がある。

2003年12月、「域外金融機構による中資金融機構への株式投資管理弁法」が施行された。これにより外国銀行による中国の銀行への投資が活発となることが期待されるが、一方で中資金融機構に投資できる域外金融機構は「最近2会計年度連続して黒字でなければならない」、「域外金融機構単体での中資金融機構株式保有比率は20%を超えてはならない」といった自由な投資を妨げる規定も置かれている。

(6) 郵便・クーリエ

[加盟に伴う約束]

郵政部門が法に従い独占経営しているサービスを除いて、加盟時より外資比率 49 %以下の合弁企業設立が認められ、2002 年 12 月までに外資マジョリティが認められるようになる。さらに 2005 年 12 月までに外資比率 100 %の子会社設立も認められることとされた。

[実施状況・問題点]

2003 年 1 月 11 日に「外商投資国際貨物輸送代理業管理弁法」が施行され、外資出資比率は 75 %未満まで認められるようになった。

宅配市場の混乱、宅配企業と郵政部門の摩擦激化に伴い、1987 年に制定・実施された「郵政法」では既に対応できなくなり、改正が必然的になってきている。現在、この「郵政法」の改正を巡って、外資企業と中国郵政当局の間で大きな食い違いが生じている。2003 年末に「郵政法」の改正案第 5 稿が出され、外資クーリエ会社の強い不満をかった。2004 年 7 月 19 日に出された「郵政法」改正案第 6 稿はさらに多くの議論を招いた。議論の焦点は主として以下の 2 つの点に集中している。

第 1 に、政府の専業範囲の定義に関してである。第 6 稿の中で、「手紙の配達は郵政企業が専業する。ただし、1 件の重量が 350 グラム以上の手紙速達は除外される。国務院が手紙の国際速達について別途規定する場合、その規定に従う」としている。表面上からみると、郵政当局は重量制限について昨年末の第 5 稿の 500 グラムから 350 グラムに引き下げたが、今回は 350 グラム以下のビジネスレターも専業の範囲に組み入れた。これは実質的に後退している。第 5 稲の同一条項で「1 件の重量が 500 グラム以下の手紙の配達業務は郵政が専業する」としたが、ビジネスレターについて拘束しておらず、郵政の

専業権とは「個人情報の契約ファイル、製品目録、製品説明、広告、広報、輸送引替証、約束手形、為替手形、航空輸送エビデンス等企業間のビジネスレターを含まない」と規定していた。民営速達企業の場合、90 %の業務が 350 グラム以下のビジネスレターなので、第 6 稿が成立すれば、企業の業務が成り立たなく恐れがある。外資の場合でも、350 グラム以下の速達業務が速達会社総業務の相当の比率を占めるので、損失を被ることは避けられない。

第 2 に、郵政サービスファンドの整備に関して。第 5 稿の中で、手紙、小包の配達業務に従事する企業は必ずその業務収入の 4 %を用い、郵政サービスファンドの整備に当てるべきとしている。この草案発表後、クーリエ会社各社は強く反発した。その後の第 6 稿の中で非郵政企業だけがこのファンドを上納すべきと規定した。同時に郵政企業が引き続き郵政と配達の兼業経営を続けてよいとした。こうすれば、中国郵政傘下の EMS が一方では兼業経営の便利と多種の優遇政策を引き続き享受でき、もう一方では郵政サービスファンド上納が免除される。この点について、非郵政企業が強く反発している。

現在、新しい「郵政法」の草案は既に国務院法制弁公室に提出されており、2005 年の全国人民代表大会にて審議される見通しである。

知的財産保護制度

[加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度については、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会 (WP) において、加盟国側 (特に先進諸国) が特に強く改善を求めた分野の一つであった。WP での交渉の結果、中

国は、加盟後直ちに TRIPS 協定を遵守することを約束した。

すなわち、TRIPS 協定上の義務を、途上国等に係る経過措置の適用を求めることがなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法（発明特許・実用新案特許・意匠特許を含む。）、商標法、著作権法等の法制を TRIPS 協定に整合させるために改正・整備することを約束した。さらに、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、さらには一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS 協定上の義務を履行することを約束している。

[実施状況]

中国においては、知的財産の保護は、実体面では、著作権法、商標法、専利法、反不正当競争法、商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集積回路の回路配置図保護条例、技術輸出入管理条例等、手続面では、民法通則、刑法、税関法、税関保護条例等により規定されている。

これらの法制については、WTO 加盟に向けて、TRIPS 協定に整合的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存法令の改廃が行われたほか、WTO 加盟後にも引き続き関連規定の整備・拡充などが図られている。

（注1）2004 年に整備された主な法令

① 国防専利条例（2004 年 11 月 1 日施行）

本条例は、90 年に制定された条例の改正であり、国防に関する発明特許の保護を規定。

② 商標印刷製作管理規則（2004 年 9 月 1 日施行）

96 年に制定された規則の改正であり、印刷等の方法により商標の標識を作成する際に遵守すべき規則を規定。

③ 知的財産権税関保護条例（2004 年 3 月 1 日施行）

専利権について輸入者の担保金の提供により通関を請求できることとするなど TRIPS 協定を踏まえた規定を導入。しかし、商標権侵害に係る没収物品の競売制度や権利侵害品の倉庫保管料等の権利者負担などの規定も一部修正されたが改善はなされていない。

④ 知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈（2004 年 12 月 22 日施行）

特許権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権侵害に対する刑事処罰を明確化した。

i) 刑事訴追基準に関し、2001 年 4 月 18 日に施行された「最高人民検察院、公安部経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」に規定される違法所得金額等の訴追基準を引下げた。

ii) 刑法における用語に対し、明確な定義を行った。

iii) 権利侵害製品の価値の計算方法について規定を設けた。

iv) 事業者の犯罪の場合、個人犯罪に対する刑罰の 3 倍を基準として刑罰を科すこととした。

v) インターネットを通じて他人の音楽や映画等を頒布する行為を刑法上の違法行為とみなすこととした。

（注2）2003 年以前に施行された主な法令

① 専利法

2000 年 8 月、全国人民代表会議において、発明特許・実用新案特許・意匠特許の保護を担っている「専利法」の改正が決定され、改正法が公布され、2001 年 7 月 1 日より施行された。これに伴い、「専利法実施細則」についても、2001 年 6 月に公表され、専利法と同日に施行されている。

改正法の重要な特徴は、これまで発明特許のみに認められていた裁判所における審理終結権を、実用新案特許および意匠特許にも与えたことである。また、特許権者に対し、特許権者の許諾なしに他人が

「販売の申し出」や「輸入」を行う行為を禁止する権利を付与した他、善意で他人の特許を実施した場合にも、その特許に係る製品が合法的な源泉を持つことが証明できる場合を除き特許権侵害行為と認定できるようになった。また、訴訟前の権利侵害行為の停止命令や財産保全措置を規定する条項も設けている。さらに、地方特許管理機関に明確な法的地位を定義し、特許に関する紛争処理の機能を創設した。

② 商標法

2001年10月、全国人民代表会議において、「商標法」の改正が決定され、12月1日より施行された。

改正法の重要な特徴は、「周知商標」「団体商標・証明商標」「立体商標」「司法による最終決定」等の規定が導入され、TRIPS協定への対応を図ると同時に、近年、その取り締まりの強化が求められている模倣品問題に対処するため、侵害行為に対する行政機関による執行権限を明記し、侵害品の販売行為の取り締まりの実効性を高めるため「明知」(登録商標を無断で使用していることを知っていたこと)の要件を削除し、損害賠償に関する規定の充実を図っている。

商標法改正に伴い、細かな運用規定を定めた商標法実施条例についても2002年9月15日に施行されている。

右条例のポイントとしては、周知商標の認定について、従前の「周知商標認定及び管理に関する暫定規定」とは大きく異なり、商標登録出願の審査段階または審判段階においてその商標権の帰属について争いが生じた際に、個別に周知商標の認定を申請し、商標局又は商標評審委員会がこれを認定することとなったこと、そして、商標権侵害に関する罰金は、従来の「不法売上の50%以下」から「不法売上の3倍以下」と大幅に引き上げられたことなどがあげられる。

周知商標に関しては、2003年6月1日、周知商標の認定と保護に関する規定が施行され、周知商標の

事前認定制度(周知商標のリスト化により保護されていたのは、中国企業のみ。)が廃止され、個別の事案ごとに周知性を認定すること等が規定された。

③ 著作権法

2001年10月27日、全国人民代表会議において、「著作権法」の改正が決定され、即日、公布・施行された。この改正のポイントは、著作権法制をTRIPS協定に整合化するため、外国著作物への保護を拡大し、貸与権を明示的に規定する等の対応が図られた。

著作権法改正に伴い、実施細則を定めた著作権法実施条例も、2002年9月15日から施行されている。同条例のポイントは、「外国作品の保護」を明文化し、罰金規定として「違法に得た売上額の3倍以下」と規定したことなどがあげられる。

また、2001年12月、同法に基づく「コンピュータソフトウェア保護条例」が公布され、2002年1月1日より施行された。この条例も、TRIPS協定に対応するため、コンピュータプログラムを著作権により保護することを明確化するとともに、従来、25年間の保護期間を50年間まで更新が可能とされていた点を、著作者の死後50年間に改められる等の対応が図られた。

更に、昨年の報告書において指摘した「著作権条約管理規定」における著作権関連の涉外事件の管轄を制限していた条項が削除され、経過的レビュー及び法令レビューにおいて報告がなされた。

④ 技術輸出入管理条例

2001年12月、外国企業と中国国内企業との間で締結される特許・ノウハウ等の実施許諾契約(いわゆる国際ライセンス契約)を規律する「技術導入契約管理条例」に代わる「技術輸出入管理条例」が公示された。また、2001年12月、同法に基づく「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」、「技術輸出入契約登録管理弁法」等が公布され、何れも2002年1月1日より施行された。これ等法令の整備は、TRIPS協定への対応を図るものであり、加盟交渉を通じて

TRIPS 協定に整合していないと指摘がされていた実施許諾契約を 10 年間に制限する等の条項が削除された。

〔問題点〕

中国における知的財産制度は、実体法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なお改善が必要であるものの、概ね TRIPS 協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、かねてから中国について問題視されてきた模倣品・海賊版等の不正商品の横行という実態は、中国政府当局の取り組みにもかかわらず、最近に至っても改善を見せていない。国内調査においてアジアで模倣被害有りと回答した我が国企業のうち、約 54 %が中国（含む香港）において模倣品が製造されたと回答した結果は、これを裏付けている。かかる実態を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門での取り締まりの強化など、運用面での取り組みの改善が必要である。（特許庁「2003 年度模倣被害調査報告書（2004 年 3 月）」）

以下に、更なる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

（1）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

＜措置の概要＞

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO 加盟を契機として、中国の一連の法改正により改善が図られた点を評価できる。しかしながら、TRIPS 協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手

続等を利用した権利行使（エンフォースメント）が、迅速かつ効率的に、また、公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ、運用されることが不可欠である。

以下に、今後の中国における知的財産保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点について、いくつか指摘したい。

＜国際ルール上の問題点＞

① 不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の処罰（行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、民事上の救済（裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告の掲載等）、刑事上の制裁（懲役、罰金等）が法令により認められている。

（行政上の取締）

行政上の取締については、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については、例えば、特許権侵害の場合、専利法（第 58 条）は、他人の特許権の詐称行為に対する行政上の過料の最高額について、違法所得がある場合にはその 3 倍、所得がない場合には 5 万人民元（約 72 万円）を上限としている。しかしながら、特許権等の侵害により得ることが可能な不当利得との対比で、十分な抑止効果を有するものかは疑問がある。また、著作権侵害の場合、著作権行政担当部局（版権局）による行政処罰が執行されるための手続きが明確化されておらず、行政処罰を求める際に権利者から侵害者・偽物製造工場等を特定する証拠の提出が求められるなど捜査権限を有しない権利者にとって十分な効果を有するのかは疑問があり、運用要件の明確化、過重な運用要件の緩和が望まれる。

権利侵害品の没収・廃棄の徹底については、行政機関等により摘発を行った場合でも、没収・廃棄等その後の処分が不十分で、当該模倣品等が安易に市場で流通しているのではないかとの懸念が産業界にはあり、押収品の廃棄（製造装置の廃棄・破壊、金型の没収等の徹底等）は、再犯防止のための最重要事項の一つであるとの指摘がなされている。周知商標の侵害に関しては、商標標識と商品が分割しがたい場合のみ商品を没収できる規定（新商標法実施条例45条）があるが、ラベルだけならば容易に製造し、模倣品販売も可能である。また、税関で没収した場合に、新条例においても侵害と認定された場合にも廃棄されず、権利者負担による買取りや競売となる規定（知的財産権税関保護条例第27条）がある。TRIPS協定の関連規定（第46条、59条、61条）の趣旨に鑑み、権利侵害品の没収・廃棄を徹底することを通じて、再犯の防止が効果的に行われるよう、引き続き注視していく必要がある。

また、中国で製造された模倣品等が近隣のアジア諸国等に輸出されており、不公正な形での国際貿易を歪曲化させている可能性が指摘されている。現地進出企業に対する調査結果（2003年）では、模倣品被害企業のうち、52%の企業が中国からの輸出被害があると回答している。さらに、不当な原産地表示をした商品が発見される事例も数多く報告されている。

TRIPS協定第51条では輸出規制の導入は義務ではないものの、第41条第1項で規定する、効果的な権利行使実現のために強化すべき分野であると言える。税関における取り締まりについては、更なる改善、具体的には、現行の輸出規制制度（知的財産権税関保護条例）における手続きの改善、侵害認定の場合の保管料等の権利者負担の廃止、権利侵害品没収・撤廃の徹底等が期待される。

（民事上の救済）

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し、権利者が侵害行為を抑止するために費やした合理的な費用を含む損害賠償の請求が認められているものの（専利法第60条、商標法第56条、著作権法第48条など）、必ずしも十分な賠償金が認容されてはいないとの指摘もある。中国政府の調査では、賠償金の平均額はわずか4万元程度である（国務院発展研究中心对外經濟研究部課題グループ「模倣品の製造販売が国民経済へ与える損害に関する調査・研究」2003年5月）。この点に関しては、例えば、2002年10月に「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」、「著作権民事訴訟案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」が出され、損害の算出方法が規定されているが、中国はWTO加盟時に損害賠償額の適正化についても約束していることにも鑑み、裁判における賠償額の認定にあたり、当該規定がどのように運用されるかを注視していく必要がある。

（刑事上の制裁）

刑事上の制裁については、刑法第3章第7節において、知的財産権の侵害にかかる刑事案件に対して懲役や罰金等の罰則が規定されているものの（商標権侵害について第213条から第215条、特許権侵害について第216条、著作権侵害について第217条及び第219条）、例えば、商標権・著作権の侵害の摘発件数に対する刑事案件の立件件数は微々たるものである。また、刑事罰の適用要件につき、2004年12月に施行された「知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈」では、訴追基準の一部引下げ等がなされたが、例えば、ゲームソフトやビデオなどコンテンツの海賊版の場合、海賊版の販売価格自

体が低いことから、非常に広範・莫大な規模での著作権侵害が生じていたことの立証が必要となり、一般的に模倣品・海賊版販売者が帳簿等を残さないことと相俟って、現実的には、刑法の要件を立証可能なケースは極めて稀となり、刑事罰について定めたTRIPS協定第61条の規定における知的財産の侵害に対する十分な抑止的効果を有するものであるか懸念がある。このため、当該解釈の適用により、取締機関による刑事訴追が実際に強化され模倣品・海賊版被害が減少するなど、知的財産の侵害に対する十分な抑止的役割を果たすこととなるかを注視していく必要がある。

② 審査手続の遅延

WTO加盟後、中国においては審査官増員等の審査遅延の改善に向けた取り組みが進められているが、先端技術分野を中心とする特許出願に、依然として審査遅延問題が解消されていないとの声が少なくない。

TRIPS協定第62条第2項は、「知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行なうことを確保する」と規定している。中国の専利法（第21条）においても、迅速な審査を規定している。

付与がなされないために、中国への投資にあたってライセンス契約を締結できない、また、模倣品被害に対処できないといった事態が生じていることから、審査遅延の問題は我が国企業にとっての最大関心事項の一つでもある。今後とも、迅速な審査が行われるよう、継続的な取り組みが期待されるとともに、迅速な審査を確保するための有効な手段である優先審査制度や

早期審査制度といった規定・運用の整備が望まれる。また、審査期間に関するデータを定期的に公表することにより、透明性の向上に資すると考えられる。さらに、審査期間と同様に、無効審判の処理期間の問題についても、改善を求めていく必要がある。

③ 冒認出願

中国においては、外国において発明された特許や創作された意匠が、発明者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう、いわゆる冒認出願の例があることが、我が国企業から報告されている。

専利法等に基づき、権利の帰属に関する確認を求めることが可能であるが（専利法第45条、専利法実施細則第79条、第86条など）、審査や裁判の期間が長期化すると、市場の活性時期に冒認出願に基づく模倣品被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS協定第41条第1項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、冒認出願に基づく模倣品被害の拡大を効果的に防止する取り組みを求めていく必要がある。

④ 地方保護主義

中国における知的財産権侵害に対する取り締まり上の最も重要な問題点の一つとして、「地方保護主義」の問題が指摘される。具体的には、取り締まりを担当する地方行政機関の担当者に知的財産権の基本的理解が欠如しており（制度・条約の内容の不完全な理解や存在自体の不知）、更には地元業者による模倣品・海賊版の製造行為が地元に益するものとの認識から、取り締まりに手心を加えたり、極端な場合には取り締まり情報を不正商品の製造者に内通する事例がある等との指摘もある。

地方当局におけるこのような行為の継続は、

中国における知的財産権の迅速かつ的確な権利行使を阻害するものであり、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（侵害に対する効果的措置のための国内手続確保）との関係から問題となりうる。また、外国人・外国法人たる権利者の救済において差別的効果を伴う場合には、保護に関し内国民待遇を定める TRIPS 協定第 3 条第 1 項との関係からも問題となりうる。

地方保護主義については、中国政府もその是正に積極的に取り組むとの姿勢を示しているが、我が国企業には、上記のような地方保護主義が残存しているとの声もあり、中国政府による地方取締現場への監視強化を求めていく必要がある。

(2) 周知商標保護

＜措置の概要と国際ルール上の問題点＞

外国の周知商標保護が不十分である点については、我が国を始め、米国・EU も法令レビューの過程で言及しており、先進国共通の関心事項となっている。従来、周知商標については、中国企業のみリスト化して保護してきた経緯があり、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）との関係で問題があった。前述の「周知商標の認定と保護に関する規定」（2003 年 6 月 1 日施行）により、中国企業のみのリスト化は廃止され、手続きが明確化されたが、地方条例とあわせて、今後運用面で、内外無差別での周知商標の保護がなされ、また認定手続きの透明性の向上が必要である。

(3) 特許・ノウハウ等のライセンス規制

＜措置の概要＞

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理条例」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約

（いわゆる国際ライセンス契約）に対して規制が行われてきた。

＜国際ルール上の問題点＞

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス規制についての条項は、その後の一連の改正を経て TRIPS 協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取り組みについては評価できるものの、新法令に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）や特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めた同第 28 条 2 項との関係から問題となりうる。また、規制が撤廃されたにもかかわらず、対価規制や契約期間の制限などを運用上義務付けられた事例もあり、運用についても問題視する声は強い。

以下に、TRIPS 協定との関係で問題となり得る点を列挙する。

一制限条項（技術輸出入管理条例第 29 条第 5 項ないし第 7 項）

これらの条項によると、技術導入契約はいくつかの「不合理な」制限条項を含んではならない。しかしながら、中国契約法は、技術移転契約に関する章において、中国の国内企業間の技術又はノウハウの移転又はライセンスについて、同様の制限を含んでいない。さらに、「不合理な」という曖昧な文言を使用することにより、不明確性が加わっている。この文言がどのように解釈されるのか、さらに言えば、管理条例が言及する「合理性」を TRIPS 協定に整合するよう解釈するために、当事者にどのような準拠法選択が許されるのかが、明らかではない。

一改良の所有権（技術輸出入管理条例第 27 条及び第 29 条第 3 項）

管理条例第 27 条は、ライセンスを受けた技術

の改良は、改良を行った当事者に帰属している。本条は、ライセンサーがライセンスを受けた技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、ライセンサーがこれを制限することを禁止している管理条例第29条第3項と合わせて読まれなければならない。これらの強制的な規定のため、外国のライセンサーはジレンマに直面している。すなわち、外国投資家として中国においてその技術をライセンスしたいと考えるが、当該技術がライセンサーにより改良された場合、当該技術をほぼ管理できなくなるのであればライセンスはできないという状況に直面する。

しかしながら、国内の技術の移転又はライセンス契約については、中国契約法第354条は、契約当事者は、技術的業績による改良の所有権につき、契約で定めることができると規定している。契約の定めがない場合にのみ、当該改良は改良をした当事者に帰属することになる。契約法第355条は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、かかる別段の定めが適用されると定める。

一 ライセンサーの責任（技術輸出入管理条例第24条、第25条）

ライセンサーがその技術を利用して第三者の権利侵害で訴えられた時について、旧条例の応訴義務は削除されたものの、依然、技術輸出入管理条例第24条に「譲渡者が提供した技術を使い、他人の合法的権益を侵害した時は譲渡者がその責任を負う」との文言が残されている。このため、外国のライセンサーは、依然として第三者から法的責任を追及されるリスクにさらされており、技術の供与に慎重にならざるをえない状況にある。

また、提供した技術が完全で、かつ有効なもの

のであり、技術的目標を達成することができることをライセンサーが保証しなければならないこと（技術輸出入管理条例第25条）等の規定も残されており、これについても、同様に法的責任のリスクの問題がある。

今後、技術輸出入管理条例の一層の規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約を認可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使（エンフォースメント）に関わる制度と運用の両面について、TRIPS協定の遵守状況に検証を加える経過的レビューを実施することとされている。2004年は12月のTRIPS理事会で、3年目の経過的レビューが行われ、我が国は、前述の、更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性を始めとした指摘を行った。エンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EUからも指摘がなされたところである。

また、2004年は、商務部との次官級定期協議（5月）、日中経済パートナーシップ協議（12月）、日中特許庁長官会合（11月）等の二国間協議の場の他、「国際知的財産保護フォーラム」との合同ミッション（5月）でも、これらの知的財産問題の改善を要請した。中国政府に対しては、引き続きこれらレビューや二国間協議の場を利用して、中国国内における知的財産法制の整備状況について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面についても確認し、問題点があれば是正を求めていくことが必要である。

さらに、改善が見られない場合には、必要に応じてWTOの紛争解決手続を用いることも検討する必要がある。

また、中国政府によるエンフォースメント強化を実現するためには、同時に中国政府の各種行政当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点から、我が国では2004年度に官民併せて合計51名の研修生を受け入れ、人材育成研修を行っている。その他、専門家派遣及び中国知的財産権エンフォースメントセミナー（2004年3月、10月、11月）等により支援を行っている。また、2004年10月には北京において、EU及び中国と知的財産保護に関する共同セミナーを開催するなど、国際的な取り組みを同時に進めている。中長期的視野に立って、司法部門および審査・執行を担当する行政部門における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重の必要性に関する一般への普及啓発活動等の多面的な取り組みがなされることも重要である。

さらに、これまで民間ベースにおいても、中国当局の一層の取り組みを促し協力する観点から、個別企業による取締要請や情報提供、自動車やペアリングなど業界単位での意見交換、業種横断的な組織である「国際的財産保護フォーラム」によるミッション派遣や同ミッションを踏まえた電気電子業界の意見交換、欧米企業も参加した「優良ブランド保護委員会（QBPC/Quality Brands Protection Committee）」を通じた働きかけ等の各種活動を行っている。また、このような活動を支援するため、JETROでは、日本企業への各種情報提供を行っている他、相談窓口（北京・上海・香港・広州・大連・青島）を設置し、中国政府との橋渡しを行っている。日本政府としても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、一層の促進が図られるよう必要な支援を行うことが重要である。

政府調達

[加盟に伴う約束]

政府調達協定は全ての加盟国が受諾を義務づけられるわけではない協定、いわゆる複数国間協定として、本協定への参加を選択する国だけを拘束するルールとされているため、参加しているのは先進国を中心とする少数国に止まっている。

中国はWTO加盟時に、政府調達協定に将来参加すること、当面はオブザーバとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は最惠国待遇を供与すること等を約束しているが、WTO加盟後、政府調達委員会のオブザーバ資格は得たものの、未だ政府調達協定への加盟申請は行っていない。

一方で、2004年に中国政府は財政部にて作業チームを組織し、政府調達協定の基本原則と内容を研究し、同協定の調印の中国政府調達制度及び社会経済への影響を分析し、対策措施を提案するなど、交渉の下準備を行った。

[実施状況・問題点]

中国は将来の政府調達協定への参加に備え、2002年6月の第9期全国人民代表大会第28回会議において、「中華人民共和国政府調達法」を採択し、2003年1月1日から施行している。

同法は政府調達行為を規範化する基本法であり、適用範囲（調達機関、調達物品等）、調達方式（公開入札、競争入札等）、調達手続、苦情申立手続等多くの面について政府調達協定の内容に近い規定を設けている。しかし、両者の間には依然として以下の点に見られるようないくつかの差異がある。

- ・入札方式

政府調達協定は、入札方法として、公開入札、選択入札（調達機関によって入札を招請された供給者のみ入札可能な方式）を原則とし、特定の場合に限り限定入札を認める旨規定している。一方、中国の政府調達法では、上記3種類の入札方法の他に、競争的交渉、複数見積もり等入札以外の方式を採用する余地が残されている。また、公開入札を行う基準額は国務院と省レベルの地方政府が定めることとされているため、中央政府と地方政府の意向により調達の公開性と競争性のレベルが左右される可能性がある。

・透明性の確保

政府調達協定は、調達手続きに関する透明性の確保を重視し、調達計画や落札、調達手続等にかかる情報提供について厳格かつ詳細に規定している。

一方、中国の政府調達法は、政府調達の情報は指定メディアで開示すべきだとの抽

象的な定義だけにとどまっている。各地方政府が、調達目録の公開、調達入札の公開と調達状の公表等の規定を作り、以前より透明度を高めてはいるものの、依然として政府調達協定の規定と比べ、その情報を開示する範囲や方法等が明確ではない。

総じて、中国の政府調達法における規定は、原則を定めたものであり、関連の実施細則の制定が必要とされている。その点に関して、財政部は『政府調達貨物とサービス入札参加管理方法』、『政府調達情報公告管理方法』、『政府調達供給者商苦情訴え処理方法』の規定を公布し、2004年9月11日より施行した。さらに、財政部は『政府調達非入札調達方式管理方法』、『政府調達供給者規則違反処罰管理方法』、『分散調達管理方法』、『政府調達協定供給管理方法』、『政府調達管理と執行操作職能暫定規定』と『政府調達行為規則』の案文を公表し、パブリックコメントを募集するとともに、関連部門と地方に對し意見を求めているところである。

コラム：中国のWTO加盟

(1) 加盟交渉の経緯

中国のWTO加盟は、1986年7月に中国が当時のガットに「締約国としての地位の再開（resumption）」というかたちで加盟を正式に申請して以来（その後1995年12月に、ガット失効に伴い改めてWTOに加盟を申請した。）、15年の歳月を経て、2001年11月のカタールでのWTO閣僚会議において承認され、同年12月11日をもって発効した。

この間、中国は、我が国、米国、EU等との二国間交渉及びWTOの作業部会(WP)での多国間交渉を断続的に行ってきました。まず二国間交渉は、日、米、EUを含め37カ国・地域が行った。我が国は、中国加盟交渉を活性化させるため、他の先進国に先駆けて、1997年9月には物品（モノ）の市場ア

クセスに関して、1999年7月には残されていたサービス分野に関して、交渉をまとめ、ここに日中二国間交渉が妥結した。また、加盟交渉の鍵であった米中二国間交渉は、天安門事件（1989年6月）、在ベオグラード中国大使館誤爆事件（1999年5月）による交渉中断等紆余曲折があったものの、1999年11月に北京で行われた交渉で合意に至った。引き続いてEUも2000年5月に実質的合意に至った。二国間交渉は、2001年9月に合意したメキシコを最後に、すべて終了した。

他方、WPにおける多国間交渉も、1986年から1995年までのガット時代に20回、さらに1996年から2001年9月までに18回のWP会合が開催され、2001年9月のWP会合において、WP報告書（加盟議定書案を含む。）が採択された。

(注) 主な二国間交渉

① 日中交渉

我が国は、従来から中国の早期加盟を一貫して支持してきた。このため、市場アクセス改善のための二国間交渉も他国に先駆けて実施した。

1997年9月の橋本総理訪中時にモノ（関税、輸入制限措置、基準認証）の市場アクセスについての実質合意が行われた。また、流通、金融、電気通信、建設等サービス分野についても1999年7月の小渕総理訪中時までの集中的な交渉により、中国からの譲歩案の内容が我が国にとって商業的に意味のある内容と判断されたことから、実質的な合意に至り、二国間交渉の妥結を発表した。

② 米中交渉

米中交渉は、1999年11月、北京において、バシェフスキ USTR 代表、スパーリング大統領補佐官をヘッドとする米国交渉団と、石広生・対外貿易経済合作部長、龍永図副部長等の中国代表団が集中的な協議を行い、合意に至った。その間、朱鎔基首相が積極的に介入するなど、合意に向けて両国首脳による政治的な強い意思が働いたと伝えられている。

本交渉では、関税、サービス（金融、電気通信、流通、オーディオ・ビジュアル等）における市場アクセスの改善の他、中国からの輸入に対する対中特別セーフガード（加盟後12年間継続）、アンチ・ダンピング措置（中国の非市場経済体制に対する経過的措置を加盟後15年間継続）、繊維（中国の対米輸出割当枠は2005年までに廃止され、WTO 繊維協定と整合化する、2008年まで繊維特別セーフガード措置を設ける）などに関する事項についても合意された。

③ EU 中交渉

米中合意を受けて2000年3月、ラミー欧州委員が訪中して石広生・対外貿易経済合作部長との閣僚級協議及び朱鎔基首相との会談が行われたが、金融、電気通信の自由化等に関し、双方が主張を譲

らず、合意には至らなかった。しかし2ヶ月後の5月に、再度、ラミー委員が訪中して閣僚級協議が行われ、金融、電気通信を含むサービス分野の規制緩和の前倒し実施や、関税引き下げ等の約束が得られ、実質的な合意に至った。

(2) 加盟関係文書について

一般にWTOへの加盟に際してとりまとめられる文書としては、議定書（プロトコール）とWP報告書があり、中国の加盟についてもこれらの文書が作成された。議定書には、中国の関税譲許表やサービス約束表等が付属書として添付されている。そして、議定書（WP報告書中、パラグラフ342に例挙されている中国の約束（コミットメント）の記述を含む。）は、「WTO設立協定の不可分の一部をなす」とされている（議定書「第一部総則1. 総論2.」参照）。したがって、議定書及びWP報告書中に示された中国側の約束について、中国は、これを履行すべきWTO協定上の法的義務を負っているということができる。

(注)

加盟関係文書の原文は、WTOのサイトを通じて入手可能である（http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acc_e.htm）。そのポイントは以下の記述でも触れるが、概要をまとめた資料が経済産業省のサイトから入手可能である（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/acccession/index.html）。

(注) 中国の市場経済国問題

中国の非市場経済国地位の問題は、制度的には、中国企業に対するAD及びCVD調査の議論である。AD調査の正常価額の算定に関し、1950年代からGATT上の非市場経済国条項は存在し、現行AD協定もこれを引用しているが、2001年12月の中国のWTO加盟に際しての加入議定書において、「生産者が、同種の产品を生産している産業に

において、当該產品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、中国における国内価格又はコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる」ことが規定された。

我が国も、中国のWTO加盟に伴い、2002年3月に不当廉売関税に関する政令を改正し、実際に中国からの輸入品についてAD調査を行う際に、中国の生産者が輸入貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があると明確に示すことができる場合には、中国の価格を用いることができることとした。

中国は当該議定書の規定により、AD調査の対象となっている中国生産者が不利に扱われているとして、「市場経済国としての地位」を承認するよう、WTO会合やバイ交渉において各国に働きかけを行っている。

(3) 中国によるWTO上の義務履行の確保

① 経過的レビュー・メカニズム

中国のWTO加盟が実現したとは言え、中国がWTO協定上の義務を履行するためには、膨大な数の国内法制の整備・改正、その透明かつ統一的な運用の徹底、人材の育成など、多くの課題に対処していく必要がある。

そこで、中国の加盟に当たっては、そのWTO上の義務履行の状況を審査(レビュー)する特別の制度が設けられることとなった(議定書「18. 経過的レビュー・メカニズム(以下: TRM)」)。2002年12月のWTO一般理事会においてに第1回目、2003年12月に第2回目、2004年12月に第3回目のTRMが実施された。また、これ以前にもWTO一般理事会の下部組織である各理事会・委員会(物品理事会、TRIPS理事会、サービス理事会、国際收支委員会、市場アクセス委員会、農業委員会、SPS委員会、TBT委員会、補助金・相殺措置委員会、AD委員会、関税評価委員会、原産地規則委員会、

輸入ライセンシング委員会、TRIM委員会、セーフガード委員会、金融委員会)においてTRMが実施され、様々な問題点が指摘された。TRMは加盟後8年間の毎年、中国から関連政策・措置についての情報を求めた上で実施され、加盟後10年以内に最終審査が行われることとされている。

我が国も、これまで3回実施されたTRMを積極的に活用し、中国のWTO上の義務履行に関し、各委員会等で問題点、疑問点等の指摘を行った。主な委員会での質問項目は以下のとおり。

TRMにおける日本の主要指摘事項

物品理事会

①コードの輸出規制問題、②螢石の輸出規制問題、③政府調達協定未加盟問題、④新自動車産業政策における「完成車特徴認定」、について質問・指摘。

TRIPS理事会(知的財産関連)

エンフォースメントの強化として、積極的な刑事訴追の実施、刑事罰及び制裁措置の強化、中央政府の地方取締現場への監視強化等を求めるとともに特許審査手続きに関するデータの公表及び審査の迅速化等を求めた。また、周知商標保護に関して内外無差別での運用、認定手続きの簡素化等を求めるとともにライセンス規制に関する内国民待遇への懸念及び既に撤廃された規定の地方での周知徹底等を要請。

市場アクセス委員会・輸入ライセンス委員会

①写真フィルム等の関税譲許問題、②関税分類問題、③国産車と輸入車の併売禁止措置、④新自動車産業政策における「完成車特徴認定」、⑤自動車の輸入割当問題、⑥自動車の輸入ライセンス発給手続の不透明性、⑦中古衣料の輸入制限問題、⑧半導体の増税還付、⑨コードの輸出規制問題、⑩対外貿易法のWTO協定整合的な運用、につき質問・指摘。

TBT 委員会

①自動車に係る規格策定手続の透明性、②デジタルカメラの強制規格、③電機機器に係る CCC 制度運用、④化学品の初回輸入登録制度、につき質問・指摘。

サービス貿易理事会

①対外貿易法の WTO 整合的な運用、②流通サービスに係る外商投資商業領域管理弁法の実施細則の早期策定、③国産車と輸入車の併売禁止措置、④コンピュータ関連サービス提供者に対する事業規制の透明性向上⑤建設及び関連エンジニアリング・サービスについての現地法人設立要件、等につき質問・指摘。

AD 委員会

これまでの中国調査当局の AD 調査に関する AD 協定に不整合な点を指摘。

SG 委員会

SG 条例について懸念を表明。

補助金委員会

銅鉱石への増增值税還付制度について、当該スキームに関する情報を提供を要請。

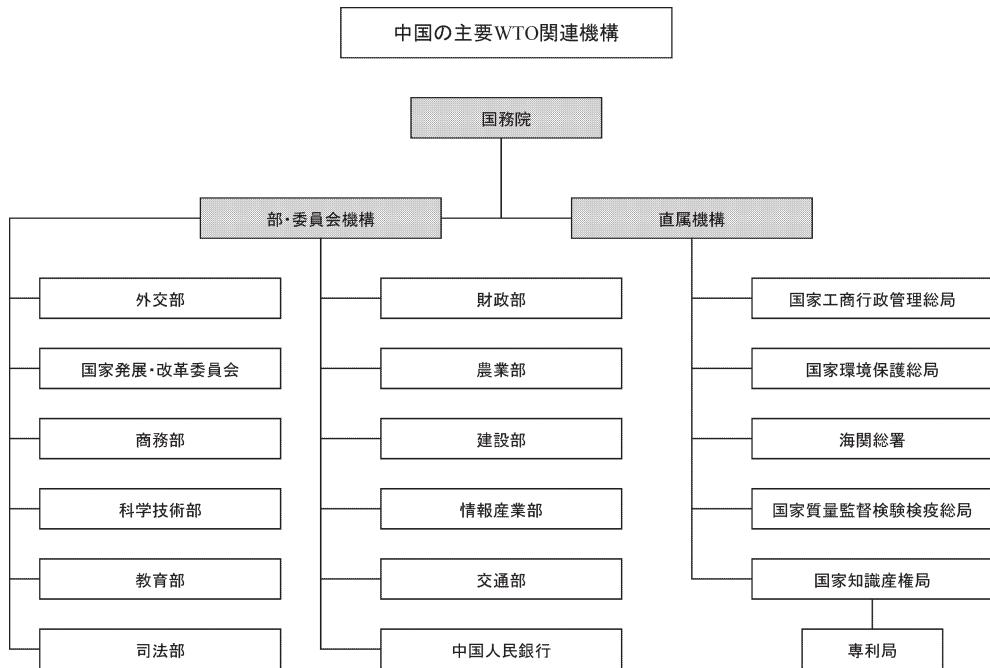
② 中国の WTO 実施体制

中国国務院（行政府）組織内において、WTO に関連する省庁は商務部を始めとして多岐に渡る。

主要な WTO 協定関連機関は図の通りである。また、WTO 各協定毎の所轄省庁は、次表の通りである（但し、役割分担あり）。

この中でも商務部は、WTO 実施体制の中心的な役割を担っており、貿易、経済協力、外資の対中投資に関する政策・法律の制定と実施、対外経済政策の制定、二国間・多国間の経済交渉の実施、二国間・多国間の条約・協定の調印等を所轄し、職員数は約 500 名を擁する。WTO 関連業務の窓口機関の役割を果たし、その管轄は、大半の協定に及ぶ。

2001 年 11 月、旧対外貿易経済合作部（現商務部）は国際貿易関係司に変え、世界貿易組織司（WTO 司）並びに中国政府世貿組織通報諮詢局（通報・照会等担当）および進出口公平貿易局（AD、CVD、DS 等担当）を新設した。WTO 司のスタッフは、総勢 50 名程度である。中国政府は国内規則等の整備を実施中であるが、WTO 司はその中で対外貿易政策面において、WTO 協定に整合する国内関連政策の検討、立案、実施を担当している。加盟議定書上の義務履行のために、WTO 照会所として世貿組織通報諮詢局が新設されたが、内外の政府・企業から寄せられる多数の質問に十分対応できていないとの指摘が成されており、今後の円滑な運用を期待する。



WTO協定毎の主要な所轄省庁

WTO協定及び所轄業務	部局名
WTO加盟の管理	商務部
関税及び貿易に関する一般協定	商務部、海關総署
関税義務・譲許表の実施	財政部、商務部、海關総署
WTO協定に基づく届け出	商務部及びその他の所轄政府機関
農業に関する協定	商務部、農業部、財政部
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)	国家質量監督検驗検疫総局 (AQSIQ)、海關総署
繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定	商務部
貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)	AQSIQ、その他の所轄政府機関
貿易に関する投資措置に関する協定 (TRIMs)	商務部、国家発展・改革委員会、国家工商行政管理総局
アンチ・ダンピングに関する協定	国务院関税委員会、商務部
関税評価に関する協定	海關総署
船積み前検査に関する協定	AQSIQ、海關総署
原産地規則に関する協定	海關総署、AQSIQ
輸入許可手続に関する協定	商務部
補助金及び相殺措置に関する協定	商務部
緊急輸入制限措置に関する協定	商務部、国家発展・改革委員会
サービス貿易に関する一般協定 (GATS)	商務部、その他の所轄政府機関
金融サービスに関するGATS議定書	商務部、中国人民銀行
基本電気通信に関するGATS議定書	商務部、情報産業部
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	商務部、国家知識産権局、国家工商行政管理総局、海關総署、その他の所轄政府機関
紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU)	商務部、その他の所轄政府機関
政府調達に関する複数国間協定	財政部、商務部
その他のWTO問題	商務部